

滋賀県行政経営方針実施計画(平成27年度上半期)の取組状況一覧

※原則8月末時点(一部9月末)
※和暦は、年度を表す

資料3-2

取組項目(担当課(室))	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画
経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携						
(1) 効果的な県政情報の発信、積極的な情報公開の推進						
① トップの発信力を活かした県政情報の発信(広報課)	① 知事定例会見における市町情報コーナーの新設	・知事による情報発信力の強化 ・より戦略的な情報発信の推進	知事定例会見を原則毎週開催するとともに、「今月のイテオシ」を月1回設ける。	議会の定例会議や海外出張の期間を除き、知事定例会見を毎週開催している。また「今月のイテオシ」は月1回の割合で設けている。	◎	上半期と同様、原則毎週知事定例会見を開催するとともに、「今月のイテオシ」を月1回設ける。
	② 報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施		・年度初めに、報道対応のポイントを改めて周知する。 ・年度前半に、主に資料提供作成担当者を対象に部局単位で研修を実施する。	・5月に庁議で報道対応のポイントを改めて周知。 ・教育委員会を含め、全ての部局を対象に6月～8月に研修を実施。	◎	一層の広報マインドの向上を図るため、所属長を対象とする研修を実施する予定。
② 多様な媒体による効果的な広報の展開と職員の広報マインドの向上(広報課)	① SNSのより効果的な活用による情報発信	・県公式ツイッターのフォロワー数 H26(H27.1末現在) 9,644人 → H30末 18,000人 ・県公式フェイスブックページの登録者数 H26(H27.1末現在) 2,500人 → H30末 7,000人	ツイッター、フェイスブックを活用した情報の発信を行う。 平成30年度末の目標 ツイッターのフォロワー数:18,000人 フェイスブックページの登録者数:7,000人	ツイッター、フェイスブックによる情報発信 ・公式ツイッターのツイート数 484件、フォロワー数 10,828人(8月末現在) ・公式フェイスブックの発信数 222件、登録者数 3,498人(8月末現在)	○	引き続きツイッター、フェイスブックを活用して、滋賀県の魅力や防災情報をはじめとする県民が必要とする情報を発信しながら、着実なSNS利用者の増加を図る。
	② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施	・広報研修受講者アンケートで、「今後、広報マインドを意識して業務を進めたい」と回答した受講者の割合 80%以上	現行の「広報マニュアル」を改訂し、広報広聴研修を実施する。 ・5月 「広報マニュアル」の改訂 ・8月～9月 ブラッシュアップ研修(広報業務にかかわる職員を対象に研修を実施) ・11月頃 新採職員フォロー研修(新採職員に対する研修)	・「広報マニュアル」改訂 5月8日	◎	ブラッシュアップ研修を9月4日に実施予定。新規採用職員を対象とした広報広聴研修を実施予定。 また、一層の広報マインドの向上のため、所属長を対象とする研修を実施予定。
③ 施策構築や予算編成過程の透明化の推進(企画調整課、財政課)	① 施策構築過程の透明化	・翌年度に向けた施策構築方針や政策課題協議などの 施策構築過程から基本構想の進行管理までを適切なタイミングで公表することによる透明化の推進 ・予算編成の各過程での公表、公開等の取組の継続、県民等がよりアクセスしやすく、分かりやすい情報提供の検討	継続して次の取組内容を実施する。 ・翌年度に向けた施策構築方針の公表 ・施策構築過程における知事と部局長の協議概要の公表 ・市町への情報提供および意見交換の実施 ・基本構想推進のための「実施計画」や「重点施策のあらまし」の公表 ・基本構想進行管理の公表 ・県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映	・平成28年度に向けた施策構築方針の公表(8月) (その他の項目は10月以降随時実施予定)	◎	・施策構築過程における知事と部局長の協議概要の公表 ・市町への情報提供および意見交換の実施 ・基本構想推進のための「実施計画」や「重点施策のあらまし」の公表 ・基本構想進行管理の公表 ・県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映
	② 予算編成過程の透明化		継続実施 予算編成システムを活用した公開	・平成28年度当初予算編成方針の検討を進めている。 ・平成27年度6月補正予算時において、予算案の公表(報道機関への公表、ホームページに掲載)を実施 ・議会前に会派議員と知事との政策協議会(旧意見交換会)の公開の実施など	◎	平成28年度当初予算編成を通して取組実施 ・予算の見積額(1月予定)、予算案の公表(2月予定) ・知事査定の一部の公開(1月予定) ・会派議員と知事との政策協議会の公開(1月予定) ・予算措置状況および査定理由の公表(2月予定) ・予算編成システムを活用した公開(1月、2月予定)

頁

1

2

4

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画
④県の魅力や県政情報の積極的な発信 （広報課、企画調整課、県民活動生活課県民情報室、情報政策課、商工政策課、観光交流局、食のブランド推進課）	①滋賀・びわ湖ブランドの発信 ②「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進	・観光入込客数(延べ) H25 4,523万人 → H30 4,800万人 ・情報公開・個人情報保護調整会議の開催、前年度の情報公開請求制度の運用状況を分析した上で、情報提供推進要綱の対象とすべき情報の庁内での確認の実施(毎年度)	・多様な主体と連携し、滋賀の多彩な魅力を新たな視点で調査するためのリサーチを行うとともに、それらを発信するためのポータルサイトやイベント等を実施する。 ・各取組を通じて魅力発信を行うとともに、戦略的県外PR事業の活用や首都圏での新たな情報発信拠点の展開を通じて、首都圏中心に県外に向けても積極的に滋賀の魅力を発信する。	・滋賀・びわ湖ブランドネットワークにおいて、滋賀・びわ湖+DESIGNプロジェクトを推進し、リサーチレポートをポータルHPに掲載するとともに(5本)、Interior Life Style展(6/10-12)に出展した。 ・ピワイチ観光素材の新規開発(3件)、「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の登録(1,326店舗)、「ココール マザーレイク・セレクション2015」の募集広報(184件の推薦)などの取組や戦略的県外PR事業を活用し(メディアリリース14本)、メディアコンタクト10本)、県内外に向けて本県の魅力発信を行った。また、首都圏情報発信拠点の整備に向け検討を行うとともに、先行展開として秋葉原「ちゃばら」の滋賀県コーナーを9月13日に開設した。 半期観光入込客数 21,260,000人(上半期1~6月の推計) 情報公開・個人情報保護調整会議を9月9日に開催。調整会議では、情報提供の推進のため「公共工事における工事または委託に係る設計書の情報提供について」関係所属に対し文書で要請するとともに、現在情報提供している情報のオープンデータへの取組の可否について、全庁的な状況を把握することとした。	○	引き続き魅力発信の各取組を進めていくとともに、先行展開する「ちゃばら」を活用した首都圏での情報発信についても取り組んでいく。 ○ 28年2月頃に2回目の上記調整会議を開催し、情報提供拡大のための情報提供推進要綱の見直しを行う。
⑤安全・安心に関する情報の提供 （防災危機管理局、県民活動生活課、情報政策課、警察本部生活安全企画課）	①「しらしがメール」登録者数の拡大 ②防犯情報の活用に関する市町への支援 ③迅速な情報提供 ④新たな防災ポータルサイトの構築	・「しらしがメール」登録者数 H27.1末 43,356人 → H30末 64,000人 ・県内の全市町において、県が提供する防犯情報(犯罪多発警報、犯罪発生情報等)がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援 ・犯罪情報等の迅速な発信と、そのための県と警察本部との緊密な連携 ・新たな防災ポータルサイトの構築(H27)	平成27年度目標「年度末時点での登録者数48,700人」の達成に向けて、既存・新規の広報媒体を利用し、様々な機会を利用してしらしがメールの登録促進を行っていく。 県内の全市町において、県が提供する防犯情報(犯罪多発警報、犯罪発生情報等)がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援 県と警察本部との緊密な連携による最新の防犯情報や犯罪情報等の県民への迅速な発信 11月頃を目標に次期滋賀県防災情報システム、新たな防災ポータルサイトの整備を行う。 平成28年2月頃を目標に県職員・防災関係機関職員への次期防災情報システムの操作説明・教育訓練を完了し、本格運用を開始する。これに合わせて、新たな防災ポータルサイトを公開する。	○メールの登録者数 46,038人(H27年8月31日現在) ・庁内関係会議等での啓発(6月～) ・ポスター・チラシ配布 携帯ショップ(6月)、市町(6月～)、県機関(5月)、各図書館・公民館(5月)、大学(6月)にも配布 ・BBC放送による広報 「しらしがテレビ」(5月)での啓発 ○市町に対する防犯情報活用支援 年度当初に、全市町の防犯担当課を訪問し、県や警察から提供を受ける犯罪情報について効果的な活用事例を紹介するとともに、警察署や管轄土木事務所との連携協力の依頼を行った。 また、住民に対するしらしがメール登録拡大の協力を依頼した。 ○犯罪多発警報等発令制度の運用 ・警報発令1回(特殊詐欺1回(延長あり)) ・注意報発令2回(車上ねらい1回、ひったくり1回(延長あり)) ○犯罪発生情報の提供 毎月、市町を含む「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議構成団体(92団体)に、犯罪発生状況の情報提供を行っているほか、「しらしがメール」等の防犯情報メールを活用。 今年度の「しらしがメール」では51件の防犯情報を発信(内訳:特殊詐欺36件、ひったくり9件、車上ねらい3件、置引き1件、自販機ねらい1件、器物損壊1件)。 ○痴漢、声かけ、つきまといなどの発生情報を、逐次、犯罪発生マップに掲載している。 (件数等は8月末現在)	○ ○ ○ ◎	引き続き、様々な機会を利用した広報啓発を実施するほか、県政モニターアンケート等の機会に利用者へのアンケートを実施し、配信情報の見直しなど、今後のサービス向上を目指す。 ○市町に対する防犯情報活用支援 全市町の防犯担当課に対し、繰り返し、犯罪情報の効果的な活用について、必要性の説明や事例紹介などの支援を行うとともに、関係機関との連携について協力依頼を行っていく。 ○犯罪多発警報等発令制度の迅速的確な運用 引き続き、県と警察本部で緊密に連携し、特に子ども、女性、高齢者等を犯罪から守るため、警報等発令制度の迅速的確な運用に努め、必要な情報提供や啓発を行っていく。 ○犯罪発生情報の提供 引き続き、市町等に対し、最新の犯罪発生状況の情報提供を行うとともに、県と警察本部で協力し、犯罪発生マップによる犯罪の発生状況や、犯罪分析結果を受けた防犯対策や啓発のポイント等の情報提供を行っていく。 ◎ 平成27年11月頃 防災ポータルサイトの構築 平成28年2月頃 防災ポータルサイト公開

取組項目(担当課(室))	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
⑥オープンデータ化の推進 (県民活動生活課県民情報室、情報政策課、統計課)	新 ①庁内推進体制の整備	オープンデータ化率※ H26 0% → H30 100%	庁内関係部署による調整機関を設置し、オープンデータ化ルールの整備と周知を図る。	庁内主要関係課(県民情報室、統計課、情報政策課)において、オープンデータ化に対する取組の方針、範囲、スケジュールについて調整中。	○	主要関係課において取組方針等の案を取りまとめ、庁内関係部署による調整機関を設置、取組の基本方針を策定する。	10
	新 ②保有情報のオープンデータ化	※オープンデータとして公開する必要またはニーズが認められる情報・データのうち、二次利用が可能な形で公開されているもの	対象となるデータ等の調査、および可能な範囲から順次オープンデータ化を進める。	庁内主要関係課(県民情報室、統計課、情報政策課)において、県ホームページで公開済みの各種統計データ、「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく提供情報について、オープンデータ化の可否の確認を行うことを決定。	○	県ホームページで公開済みの各種データの所管部署に対して、権利関係および二次利用の可否を確認し、オープンデータとして公開可能なデータについては、順次、県ホームページ上で案内していく。また、オープンデータを一元的に案内するためのデータカタログの整備を行う。	
	新 ③オープンデータ利活用の促進		県行政情報のオープンデータ化に対する利活用ニーズの調査、掘り起こしを行う。	6月に、県内の企業、大学および市町等が参画する「滋賀県地域情報化推進会議」の構成団体に対して、県域におけるオープンデータのニーズおよびシーズを把握する調査を実施。	○	「滋賀県地域情報化推進会議」等を通じて把握した県オープンデータのニーズを踏まえて、庁内調整機関等において、県が保有する情報でオープンデータ化が望まれるものの選定を行う。	
⑦多面的な財政情報の提供 (財政課、税政課)	拡 ①新たな統一の基準に基づく財務書類の整備		・新たな統一の基準に基づく財務書類の整備 →国のスケジュールに歩調を合わせ、平成29年度から実施 ・分かりやすく学べるテキスト等の作成 →課題等の整理を含めた検討を行い、H28に作成	・国の基準やマニュアル等の分析、体制等の検討 ・課題の整理と実施体制等の検討	・H27.6月から、事業用やインフラの資産を所管する所属と、固定資産台帳整備のための意見調整を実施 ・H27.6月末に標準ソフトウェアの概要が示されたことから、必要な機器やデータ形式について検討	◎	・施設等の所管課と引き続き固定資産台帳を作成するための意見調整を行い、H27.11月をめどに資産評価の方法を決定し、固定資産台帳のための基礎データの作成に着手する。 ・標準ソフトウェアの詳細な仕様がH27.9月末をめどに総務省から公開されることから、導入に向けて必要な機器の規模や他システムとのデータ連携などについて、決定する。
	新 ②分かりやすく学べるテキスト等の作成	学校現場での活用を見据え、関係局間で調整(内容の骨格検討、庁内調整等)		他部局や関連団体が作成する類似の副読本が多くあるため、実際に学校の授業での活用できるものとなるよう、テキスト骨子の素案を作成し、教育職員との意見交換会を設定。	◎	教育職員との意見交換会等で、類似の副読本の活用状況や、活用されていない場合の課題などを整理し、反映させた骨子を決定していく。	
(2) 県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映							
①県民とのきめ細かな対話の実践 ②県民の声の施策への一層の反映 (広報課)	新 ①各種広聴事業の実施	・「こんにちは!三日月です」の開催 H26 年10回 → H30 年18回 ・県政モニターアンケートの実施 H26 年12回 → 継続実施(毎年度12回)	通年で計画的に各広聴事業を実施する。 ・県民と知事の直接対話事業(「こんにちは!三日月です」) 年12回開催 ・「県政世論調査」 6月に調査実施、10月に調査集計結果公表 ・「県政モニター制度」モニターアンケート調査 年12回実施 ・「知事への手紙」 随時受付	・県民と知事の直接対話事業(「こんにちは!三日月です」)を6回開催。 ・「第48回県政世論調査」を6月2日～26日に実施し、7月27日に県政世論調査単集計結果速報を公表。 ・「県政モニター制度」モニターアンケート調査を11回実施。 ・「知事への手紙」630通を受付。	◎	・県民と知事の直接対話事業(「こんにちは!三日月です」)を6回開催する。 ・「県政世論調査」の集計結果をとりまとめ10月に公表する。 ・「県政モニター制度」モニターアンケート調査を毎月実施する。 ・「知事への手紙」を引き続き随時受け付ける。	14
	新 ②「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施		上半期および下半期に各1回、テレビ対話番組を制作放送する。	人口減少社会を対話テーマとして、7月5日(日)19時からの1時間番組をびわ湖放送で生放送した。	◎	県政の重要課題を対話テーマに、第2回目のテレビ対話番組を生放送する。	
	拡 ③県民の声の聴取機会の充実		・通年で計画的に県民と職員の直接対話事業の検討をすすめ充実を図る。 ・下半期に「県政モニタートーク」を開催する。	・県民と職員の直接対話事業「県政どこでもトーク」・「出前講座」について、より充実させる方向で検討中。現在は、前年度の継続メニューについて周知し活用。 ・「県政モニタートーク」の10月頃の開催を目指し、県政モニターに対し8月に参加者を募集。	○	・「県政どこでもトーク」・「出前講座」事業の要領改正等による充実を実施予定。 ・第1回「県政モニタートーク」を10月に開催予定。	
	新 ④より実践的な広聴研修の実施		・5月に広報広聴連絡員会議において広報・広聴活動の説明を実施する。 ・8月～9月にブラッシュアップ研修において広報広聴基礎講座を実施する。 ・11月頃に新規採用職員フォロー研修において広報・広聴研修を実施する。	5月8日に広報広聴連絡員会議を開催し、庁内各部局連絡員を対象に広報・広聴活動のポイント等の説明を実施。	◎	9月にブラッシュアップ研修(広報広聴基礎講座)を実施予定。 11月に新規採用職員フォロー研修受講者を対象に広報・広聴研修を実施予定。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
③ 県民政策コメント制度の活用推進 (経営企画室)	① 関係者等への周知	・実施案件のより一層分かりやすく効果的な周知徹底	庁内に実施案件の周知を徹底するとともに、実施案件ごとに取組状況等を整理した一覧を公表する。	4月に案件に係る関係者等への周知を徹底するとともに、年度当初および案件実施後の状況をとりまとめることとした。	◎	案件に係る関係者等への周知についての状況を年度末に公表する。	16
	② あらゆる広報媒体等の活用		あらゆる広報媒体等の活用を徹底するとともに、実施案件ごとに取組状況等を整理した一覧を公表する。	4月に案件に係るあらゆる広報媒体等の活用を徹底するとともに、年度当初および案件実施後状況をとりまとめることとした。	◎	あらゆる広報媒体等の活用についての状況を年度末に公表する。	
	③ 分かりやすい資料の作成		分かりやすい資料の作成を徹底する。	4月に分かりやすい資料の作成を徹底するとともに、各案件実施前後の公表資料を確認することとした。	◎	各案件実施前後の公表資料の確認を継続して取り組む。	
	④ 実施予定案件名等の事前公表		4月に、実施予定案件名や実施予定時期をとりまとめ、県ホームページにて事前公表する。	4月に、実施予定案件名や実施予定時期をとりまとめ、県ホームページにて事前公表した。	◎	実施予定案件に追加等があった場合は、県ホームページにて公表する。	
	新 ⑤ 実施案件周知の取組状況の公表		実施案件の周知を徹底するとともに、実施案件ごとに意見提出件数や案件周知の取組状況等を整理した一覧を公表する。	4月に実施案件の周知を徹底するとともに、意見提出件数や案件周知の取組状況等について年度当初および案件実施後の状況をとりまとめることとした。	◎	意見提出件数や案件周知の取組状況等についてとりまとめ、年度末に公表する。	
(3) 多様な主体との協働・連携の推進							
① 「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用 (県民活動生活課)	新 ① 「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定	・多様な主体との協働事業数 H26 124事業 → H30 200事業	「県民協働の推進に関する研究会」等における検討を踏まえ、「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定する。	・6月に県職員および市町協働推進主管課を対象とした協働にかかるアンケート調査を実施。 ・7月～8月に「県民協働の推進に関する研究会」を3回実施し、庁内における協働推進体制等について意見交換を行うとともに、8月に市町との意見交換を行った。 ・現在、「(仮称)協働推進ガイドライン」(素案)を作成中。	◎	「県民協働の推進に関する研究会」の報告書および庁内意見照会や県民政策コメント等の結果を踏まえ、28年3月までに「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定する。	18
	新 ② 「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用		「県民協働の推進に関する研究会」等における検討を踏まえ、「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定するとともにその効果的な運用に向けた検討を行う。	・6月に県職員および市町協働推進主管課を対象とした協働にかかるアンケート調査を実施。 ・7月～8月に「県民協働の推進に関する研究会」を3回実施し、庁内における協働推進体制等について意見交換を行うとともに、8月に市町との意見交換を行った。 ・現在、「(仮称)協働推進ガイドライン」(素案)を作成中。	○	28年3月までの「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定と併せて、その有効な活用方法を行政経営改革調整会議等において引き続き検討する。	
② 民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用 (県民活動生活課)	拡 民間との協働に関する提案募集・相談体制の充実	・協働推進主管課において協働に関する提案・相談等を受け付けた件数(年間) H26 4件 → H30 20件	より多くの協働に関する提案・相談が寄せられるよう、関係機関との効果的な連携による相談窓口の周知に努める。	民間との協働に関する提案・相談募集チラシを6月に県立施設や市町、中間支援組織を経由して配布した。また、経済団体連合会との意見交換会や淡海フィナンソロピーネット(滋賀県社会福祉協議会)を通じた呼びかけを行った結果、H27年8月までに7件の協働に関する提案・相談等を受け付けた。 (目標:協働主管課で協働に関する提案・相談等を受け付けた件数 年間30件(平成30年度))	○	引き続き、関係機関との連携による相談窓口の周知に努め、協働に関する提案・相談の促進を図る。	19
③ 協働型県政を支える人材の育成 (県民活動生活課)	新 ① 主査級職員向けの協働に関する研修の実施	・主査級職員研修受講者に対するアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合 80%以上	政策研修センターの実施する主査級職員研修に「多様な主体との協働」のカリキュラムを設け、協働の基本的な考え方やそのメリット等について学ぶ研修を実施する。	・平成27年7月15日、16日の主査級研修において「多様な主体との協働」(各日3時間)を実施。 ・研修後のアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合は、目標の「80%以上」に対し、83.12%であった。	◎	来年度の研修内容の充実に向けた検討を行う。	20
	新 ② 課題解決型協働推進講座の実施		自治体職員と協働の相手方が共に参加する「課題解決型協働推進講座」を年度後半に実施する。	研修実施に向けて研修の内容や講師等の検討を行った。	○	年度後半の研修の効果的な企画・実施に努めるとともに、来年度の研修内容の充実に向けた検討を行う。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成 見込	平成27年度下半期の取組計画
	③協働推進セミナー（ブラッシュアップセミナー）の実施		官民協働の現場を見学し、自治体とNPO法人が連携・協働しながら地域解決の課題にあたる事例を学ぶブラッシュアップ研修「協働を進めるための基礎講座～協働の現場から事例を学ぶ「協働推進セミナー」～」を実施する。	・平成27年10月8日にブラッシュアップ研修「協働を進めるための基礎講座～協働の現場から事例を学ぶ「協働推進セミナー」～」を実施予定。 ・現在、ファシリテーターや事例発表者と事前調整中。	◎	研修の効果的な企画・運営に努めるとともに、来年度の研修内容の充実に向けた検討を行う。
④企業および大学との積極的な連携 （企画調整課、県民活動生活課）	①企業との包括的連携協定の拡充	・企業等との包括的連携協定締結数 毎年度1件以上 ・協定締結済の企業等との定期的な意見交換等による相互連携や協働の取組の充実	企業等との包括的連携協定の締結1件以上を目標に協定締結先の拡充を図る。 併せて、協定締結済企業との定期的な意見交換等を行うことにより両者の相互連携や協働による取組の充実を図る。	平成27年7月15日にココヨS&T(株)と包括的連携協定を締結。	◎	協定締結が可能な企業と協定締結に向けた調整を適宜進めていく。
	②大学との連携の推進		・環びわ湖大学・地域コンソーシアムにおいて、大学連携政策研究事業「人口減少を見据えた大学と地域との連携のあり方調査研究事業」に取り組み、学生自身の意見も踏まえながら、その成果を「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」にも反映させる。 ・びわこ成蹊スポーツ大学との包括連携協定締結を進めるとともに、あらたな包括連携協定の締結を積極的に検討する。	・大学連携政策研究事業は、2回の研究会および学生との座談会を実施し、9月の中間報告および12月の完成に向けて進行中。 ・4月9日にびわこ成蹊スポーツ大学との包括連携協定を締結。新たな包括連携協定締結候補先と連携可能項目等について調整中。	○	・10月中を目途に大学連携政策研究事業の報告書素案を確認し、12月の完成に向けて必要な調整を行う。 ・10月中を目途とした新たな大学との包括連携協定締結に向け、関係所属から提案のあった新規連携事業について最終調整を行う。
⑤多様な主体が活動しやすい基盤の整備 （県民活動生活課）	①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進	・認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数 H25 10法人 → H30 35法人 ・事業報告書等をホームページで公表している法人の割合 H25 87.3% → H30 95%	法人向けセミナー・相談会等の開催、公開シンポジウムの開催 県民活動の推進に関する研究会の設置	・法人向けセミナー・相談会等の開催について 11月25日に法人向けセミナーを開催（淡海ネットワークセンターと共催）し、認定等の取得促進にもつなげるNPO法人会計基準について説明予定。また、4月末に全NPO法人に対し相談会の開催を通知し、相談の利用を促した。 認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数（平成27年8月末日現在）：13法人 ・公開シンポジウムの開催 11月22日に開催予定（内閣府、淡海ネットワークセンターと共催）。平成27年7月に設置した「県民活動の推進に関する研究会」の報告も踏まえ、県民の県政参加や多様な主体との協働を推進することを目的とする。 ・「県民活動の推進に関する研究会」の設置 平成27年7月に「県民活動の推進に関する研究会」の設置し、計5回の開催を予定している。現在までに7月9日、8月4日および8月31日の計3回の研究会を開催した。	◎	・法人向けセミナーおよび公開シンポジウムについて予定どおり開催する。 ・NPO法人が円滑に認定等が取得できるよう、NPO法人に対し相談の利用を促していく。
	②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進		（仮称）滋賀県市民活動活性化研究会の設置	平成27年7月に「県民活動の推進に関する研究会」の設置し、8月までに7月9日、8月4日および8月31日の計3回の研究会を開催した。 協働による県政を一層推進するために県が取り組む事項（専門人材の育成やマッチングの機会を確保するための機関の設置等）について検討を行っている。	◎	研究会を引き続き開催する。 10月には研究会での検討内容を報告書としてまとめ、これを踏まえて県で取り組む事項（専門人材の育成やマッチングの機会を確保するための機関の設置等）について方針等を決定する。
	③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導		「協働ネットしが」の運用改善 信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等	・「協働ネットしが」の運用改善について NPO法人データベースを整備し情報発信機能の強化を図ることを目的に、「協働ネットしが」のホームページの再構築を検討している。 ・信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等について 事業報告書を提出しないNPO法人を中心に改善の指導を実施。現在までに3法人について設立認証の取消しを行った。	◎	・「協働ネットしが」の運用改善について 「協働ネットしが」のホームページの再構築を検討する。 ・信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等 信頼を毀損する疑いのあるNPO法人に対して改善の指導を行う。

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
	④ 淡海ネットワークセンターによる支援		地域創造人材の育成、市民ファンドによる助成、情報誌の発行（年4回）等	地域の課題解決に取り組む人材を養成する「おうみ未来塾」（第13期生、2年目）を運営している。 「未来ファンドおうみ」については、20団体への助成事業を実施している。 情報交流誌「おうみネット」については、6月15日および9月1日に発行した。	◎	地域課題に取り組む人材を養成する「おうみ未来塾」（第13期生、2年目）の12月12日に成果発表会を行う。「未来ファンドおうみ」については、20団体への助成事業を実施しており、10月17日に中間報告会を行う。情報交流誌「おうみネット」については、下半期に2回発行する。	
経営方針2 地方分権のさらなる推進							
(1) 国への提案活動の推進							
① 国の提案募集方式・手挙げ方式への対応（企画調整課）	① 「提案募集方式」を活用した権限移譲等の提案	・国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等による本県の自主性・自立性の向上	今年度においても「提案募集方式」を活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等の提案を行います。	春の政策提案における提案案件のうち、事務権限の移譲および規制緩和に関する事項を選定し、本県からは次の2件の提案を行いました。 ・児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し ・訪問看護ステーションのサービス提供に対する診療報酬の見直し	○	提案した案件の実現に向けて、国との折衝等引き続き対応してまいります。	24
	② 「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討		今年度においても権限移譲、規制緩和等の実施の際、「手挙げ方式」が選択された事項について、滋賀県の実情を踏まえて検討を行い、制度の活用を図ります。	今年度「手挙げ方式」が選択された事項について、順次開催される権限移譲等にかかる国からの説明・研修会やマニュアル作成・配付等の支援をもとに、滋賀県の実情を踏まえて検討を行っている。 【出席済みの国説明会等】 ・消費安全法にかかる権限移譲についての研修会（H27年5月）	○	今後も順次開催される権限移譲等にかかる国からの説明会の開催やマニュアル作成・配付等の支援をもとに、滋賀県の実情を踏まえて検討を行っていく。	
② 国への積極的な政策提案の実施（企画調整課）	国への政策提案活動の実施	・国への政策提案の実施 年2回（春・秋）	提案活動の実施	平成27年6月18日（木）に春の政府への提案活動を実施。	◎	平成27年11月24日（火）、25日（水）に秋の提案・要望活動を実施予定。	25
③ 地方分権改革に係る情報発信（企画調整課、広域連携推進室、経営企画室）	① 県ホームページ等への情報掲載等	・地方分権改革に係る市町との意見交換の実施 年3回以上	地方分権改革の情勢や関西広域連合の取組について、引き続き県ホームページに掲載するなど、必要な情報を適切な時期に発信する。	地方分権改革の情勢や関西広域連合の取組について県ホームページに掲載。	◎	地方分権改革の情勢や関西広域連合の取組について県ホームページに掲載するなど、必要な情報を適切な時期に発信する。	26
	② 県・市町職員等間の情報交換・ネットワーク化		「市町・県推進会議」の開催などにより、県と市町職員等間の情報交換・ネットワーク化を図る。	市町と県との権限移譲担当部署による「事務権限の移譲に関する担当課長会議」を、2回（6月22日、7月31日）に開催し、権限移譲の今後の進め方等についての検討等を行った。	○	・9月15日に、「事務権限の移譲に関する担当課長会議（勉強会）」を開催。 ・今後も市町と県との意思疎通に努めていく。	
(2) 広域連携の推進							
① 関西広域連合の効果的な活用（企画調整課広域連携推進室）	関西広域連合を活かした広域的取組の推進	・地方分権推進の観点から本県における広域的課題の検討を実施（H27目途） ・第3期広域計画（H29～）等に本県の考え方を反映させ、地方分権改革を推進	引き続き、第2期広域計画（平成26～28年度）の本県の県益を踏まえた取組を推進するとともに、第3期広域計画（平成29～31年度）などに本県の考え方を反映させるため、本県における広域的課題の検討を進める。	第2期広域計画（H26～H28）に基づき、平成27年4月28日には京滋ドクターヘリの運航がはじまり、滋賀県全域を30分でカバーできる体制が整い、8月末日時点で131回の出動実績となる。また、広域的ニホンジカ被害対策は、広域連合管内で3モデル地域を選定して、実地研修を含めた捕獲計画の作成を検討中など、本県の強みである環境分野での取組を主導的に進めているところ。 さらに、昨年7月に設置された琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会において、治水・防災だけでなく、今年度は利水、環境面においても議論を重ね、統合的な流域管理の可能性等を探っている。	○	引き続き、京滋ドクターヘリや広域的ニホンジカ対策など関西広域連合における施策を推進するとともに、特に、琵琶湖・淀川流域対策の統合的流域管理を含めた研究会報告を来春に予定していることから、本県における広域的課題の検討を行うなど、第3次広域計画案が提示されるタイミングで県益を踏まえた本県の考え方を主張していく。	27
② 中部圏・北陸圏との連携の推進（企画調整課広域連携推進室）	「広域連携推進の指針」の改定および指針に基づく施策の推進	・「広域連携推進の指針」の改定（H27前半） ・近畿、中部、北陸の各圏域の結節点という本県の地の利を十分活かすための中部圏・北陸圏における効果的な広域連携の推進	広域行政推進会議（庁内会議）での課題検討・施策化を引き続き進める。 平成27年度前半までに「広域連携推進の指針」の改定を行う。 「広域連携推進のための戦略検討調査」や日本まんなか共和国での取組の検証により、指針に基づく施策の推進を行う。	平成27年6月に「広域連携推進の指針」を改定し、その内容に沿った具体的な取組を各部署において検討・実施している。 また、「広域連携推進のための戦略検討調査」での提案内容を踏まえ、（公財）中部圏社会経済研究所との共同研究により、インターシップや観光における広域連携の可能性を調査しているところである。 さらに、日本まんなか共和国の4県企画担当課長会議を開くなど、中部圏・北陸圏との広域連携に向けた事業の掘り起こしなど、議論を進めているところ。	○	「広域連携推進の指針」にもとづく各連携施策は、各担当課において取り組むことになるため、今後、来年度の予算編成も含めて状況把握をする。 また、「広域連携推進のための戦略検討調査」を踏まえた共同研究については、報告書を取りまとめ広域行政推進会議に報告するとともに、担当課に事業化への提案を行う。 さらに、日本まんなか共和国の取組の検証により、事業の洗い出しを進めるとともに、「広域連携推進の指針」に基づく施策の推進の可能性のあるものは、4県企画担当課長会議の場などで提案を行い、4県連携の具体的な実施につなげる。	28

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
(3) 市町との連携の推進							
①市町との連携を通じた地域課題への対応 (市町振興課)	市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開	・小規模自治体への配慮や市町間連携による地域課題対応の支援 ・自治振興交付金 人口減少社会対応市町提案事業 H26 0市町 → 毎年度19市町が実施	○ 市町と対話しながら県庁内関係部局が横つなぎにより市町の施策・事業を支援 ○ 市町の人口ビジョン、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定やその推進を支援	○県・市町人口問題研究会開催 4回(5/11、6/12、7/21、8/26) ○全市町の地方創生担当課長等を訪問して総合戦略の策定状況等意見交換の実施(実施期間 5/25～5/29) ○市町の総合戦略策定に向けた産学官金等会議への参画(2市町 延6回出席) ○総合戦略の事業推進に向けた庁内各部署の相談窓口(県版地方創生コンシェルジュ)の明確化 ○首長会議の開催 1回(8/4) ○市町における総合戦略策定状況 策定済 1市 H27.10末までに策定予定 10市町 ○自治振興交付金提案事業実施状況(9月末現在) 事業計画書の提出 14市町	◎	○市町の総合戦略にもとづくアイデアや提案について、それぞれの課題や思いをしっかりと受け止め、各部署と連携して市町の取組を支援する。 ○年度内の全市町での総合戦略策定に向け引き続き市町の取組を支援する。 H27.11以降策定予定 8市町 ○自治振興交付金提案事業の全市町での実施に向けて、未実施の市町を訪問して課題や事業内容等に対する相談や実施に向けた助言等を行うとともに、連携事業についても、広域での事業に積極的に取り組む市町に対して実施に向けた助言等を行う。	29
②市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進 (経営企画室、税政課)	①権限移譲の推進 ②税務事務の共同化の推進 (高島地域) (湖東地域) (その他の地域) ③情報システムの共同利用の推進 ④事務の共同化の推進	・権限移譲または事務の共同化に係る市町との意見交換の実施年3回以上 ・湖東地域における徴収業務の共同化 H27から開始	新たな権限移譲の進め方について、市町と県とで協議し、合意のとれた方法で進めていく。 (高島地域) 徴収業務の共同実施の継続 (湖東地域) 各町との協議を進め、徴収業務の共同実施の開始 (その他の地域) 市町との意見交換	・6月「事務権限の移譲に関する担当課長会議」を開催し、今後の進め方についての市町へのアンケートを実施 ・7月「事務権限の移譲に関する担当課長会議」を開催し、上記アンケートの結果および今後の進め方について検討 ・9月「事務権限の移譲に関する担当課長会議(勉強会)」を開催 (高島地域) 徴収業務の共同実施の継続 (湖東地域) 平成27年8月から徴収業務の共同実施を開始 (その他の地域) 先行地域の取組状況等の情報提供	○ ○	・今後の進め方について、市町と県との合意形成を図っていく。 (高島地域) 徴収業務の共同実施の継続 (湖東地域) 徴収業務の共同実施の継続 (その他の地域) 先行地域の取組状況等の情報提供、意見交換	30
			・市町等との連携を密にし、引き続き共同利用の拡大と適正な運用に努める。 ・「『県と市町の施策・事業のあり方についての見直し』平成23年度 取りまとめ」の実施状況をとりとめる。 ・現在取り組んでいる事務以外に共同化が可能な事務がないか、市町と協議する。	・滋賀県公契約関係業務連絡協議会等で共同利用の活用状況を報告し、利用の拡大を促した。 ・平成27年度中に新たに3市町が共同利用に参加することとなり、これらの市町と共同利用の開始手続を進めた。 ・「『県と市町の施策・事業のあり方についての見直し』平成23年度 取りまとめ」の実施状況をとりとめている。	◎ ○	・下半期に実施予定の滋賀県公契約関係業務連絡協議会分科会等で共同利用の活用状況を説明し、さらなる利用の拡大を促すこととする。 ・現在取り組んでいる事務以外に共同化が可能な事務がないか、市町と協議する。	
経営方針3 質の高い行政サービスの提供							
(1) 人材・組織マネジメント							
①簡素で効率的な組織・体制の整備 (人事課)	①本庁および地方機関の組織・機構の見直し ②総務事務集中処理の拡大 ③係制への移行 新	・簡素で効率的な組織体制であるとともに、県政の重要課題への対応や県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制となるよう、毎年度、継続的な見直しを実施	毎年度検討し実施する。 本庁および各地方総務経理係において、総務事務の集中処理を行い、蓄積したノウハウをマニュアル化するなど、情報の共有化とあわせて、事務処理の標準化を図る。	平成27年度は、新しい「基本構想」と「行政経営方針」に沿って取り組む初年度であり、重点施策の取組を着実に推進するため、4月1日付で組織を整備。また、平成28年度の組織整備の検討に向け、全国状況を照会するなど、必要な情報収集を行った。 本庁と地方の業務方法や処理量等の情報を共有化し、業務方法の画一化を図るとともに、効率的に事務処理を行うための手法等について、連絡会議やワーキンググループを設置、課題の整理と改善方法の検討を行った。	◎ ◎	10月下旬 平成28年度執行体制検討通知を庁内各部署へ発出 11月以降 庁内検討 より一層の事務処理の効率化を図るため、本庁と地方の共有情報を整理するとともに、事務処理マニュアルを統一するなど、事務処理の標準化を進める。	
			本庁において係制移行を実施するとともに、地方機関における係制移行の検討を行う。	第1四半期に地方機関での係制移行に係る制度設計を行い、7月には関係部局に対し検討通知を発出。	◎	今後は、庁内協議・調整を行い、10月以降の執行体制検討の中で確定させる。	31

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成 見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
②横つなぎの総合行政のさらなる推進 (企画調整課、経営企画室)	①「滋賀県基本構想」による部局横断的な政策の推進	・これまでに構築した横つなぎの総合行政の推進とさらなる強化	翌年度に向けた施策構築にあたり、政策課題協議を実施する。	・「平成28年度に向けた施策構築方針について」「政策課題協議の実施について」を関係部局に通知(8月) ・基本構想に掲げる7つの重点テーマごと、さらには、現在作成中の「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に掲げる19のプロジェクトごとに関係部局が施策を検討(8～9月) ・基本構想に掲げる7つの重点テーマごとに政策課題の知事協議を実施(9月上旬～中旬)	◎	基本構想の推進に係る実施計画の見直しにおいて、関係部局が連携して検討を行う。	32
	②県政経営会議における協議等		原則として火曜日に県政経営会議を開催し、県政の基本的方針や重要施策等の重要事項について議論する。	27年4月～8月に13回開催。(論議事項 3件、協議事項 9件)	◎	引き続き、県政経営会議で必要な議論や連絡調整を行っていく。	
	新 ③(仮称)クリエイティブルームの設置		年度前半をめどに、(仮称)クリエイティブルームの整備を行い、利用促進を図る。	10月からの開設に向けて、利用方法などの庁内周知を行い、予約の受付を行うとともに、必要な備品の準備を進めた。	◎	10月にクリエイティブルームを開設するとともに、具体的な活用事例を示すことなどを通じて、利用促進を図る。	
③県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進 (人事課、経営企画室)	①組織目標の実施	・「職員提案」提案件数 H26 25件 → 毎年度 50件以上 ・「キラリひらめき改善運動」提案件数(H27より実施) 毎年度 職員1人1件 (計4,000件)	年度当初に部局目標ディスカッション(知事と部局長の協議)を公開で実施し、部局目標を公表したうえで、中間評価(9月)および年度末評価(3月)を実施する。	4月 部局目標ディスカッション(知事と部局長の協議)を報道陣およびインターネットに公開のうえ、実施した。また、部局目標を県ホームページへ公表した。 9月 各部局において中間評価を実施した。	◎	10月 中間評価の結果を県ホームページへ公開する。 3月 各部局において年度末の評価を実施する。	
	②職員提案の実施	・「一緒にやりましょうプロジェクト」実施件数 H26 103件 → 毎年度 150件以上	提案件数の目標を50件以上とし、全庁的に取組を実施する。	平成27年5月8日から6月30日までを集中受付期間とし、目標を超える77件(昨年度25件)の施策提案があった。職員からの提案は、関係する事業所管課へ回付のうえ施策化に向けて検討中。	◎	関係所属で施策化・実施を検討(必要に応じ政策課題協議・予算要求への反映も検討)。年度末までに関係所属での検討結果を取りまとめ、提案者あてにフィードバックするとともに優秀な提案に対する表彰を行う。	
	新 ③キラリひらめき改善運動の実施		運動の制度設計を行ったうえで、全庁的な職員の参加促進を図る。	運動として改善提案と他所属への改善提案と自ら改善する実践報告に取り組むこととし、5月～6月を集中受付期間として全庁的な職員の参加促進を図った。(7月以降も随時受け付け) 改善提案は、重点的に改善に取り組む提案の選定を行った上で、各所属での実施の検討を行った。 9月末時 改善提案 342件(のべ866人)、実践報告 54件(のべ312人) 計396件(のべ1,178人)	△	【達成困難な原因】あらゆる機会を通じて、職員への働きかけを行い、集中受付期間を中心にのべ1,178人の職員が取組を行ったところであるが、依然として職員一人ひとりへの運動の浸透が十分でなかった。 【平成27年度下半期の取組計画】予算化の検討など、実施が必要な提案の実現に向けて取り組むほか、提出のあった改善提案や実践報告を取りまとめ、「改善ハンドブック」(仮称)として庁内での共有を図る。以上の取組などにより運動参加の必要性を改めて示すことで、職員一人ひとりへの運動の浸透を図る。	33
	新 ④幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施		4月に幹部職員を対象とした意識改革に係る研修を実施する。	4月 たねやグループ山本昌仁CEOを講師に、「今、幹部職員に求められる組織マネジメント能力」と題して、課長級以上の職員(受講対象者:266名)を対象に講演を実施した。	◎	次年度の開催に向けて、研修内容や講師の検討を行う。	
	新 ⑤一緒にやりましょうプロジェクトの実施		特別な事業予算を伴うことなく政策課題の解決や県民サービスの向上を図るといふ「一緒にやりましょうプロジェクト」の目的を達成するため、各事業の方向性や留意事項を示し、目的に沿った事業の推進を図るとともに、事業数の増加を図る。	4月 各事業の方向性や留意事項を定め、プロジェクトの趣旨に沿った事業の実施に取り組んだ。また、庁内にて、参加する事業の募集を行い、事業数の増加を図った。(4月以降随時)プロジェクト件数 108件(8月末現在)	△	【達成困難な原因】新年度開始以降、新たな事業の実施の検討をしてきたところであるが、各所属において、年度途中から新たな事業を開始することが困難であったとともに、プロジェクトの意義についての周知が十分でなかった。 【平成27年度下半期の取組計画】既存事業をベースにプロジェクトの事業として取り組むことができないか、個別具体的な検討を行う。また、来年度事業について検討を行う予算編成の時期に併せて、プロジェクトの趣旨に沿った事業実施の検討に改めて取り組む。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
④職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進 (人事課、政策研修センター)	新 ①新方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施	・人材育成の取組により、職員の意欲と能力の向上を図ることによる県民サービスの向上	・人材育成基本方針および研修のあり方の見直し ・新方針に沿った研修計画の策定	・現在の人材育成における課題、新方針の目指すべき職員像や職員研修も含めたこれからの取組の方向性について、庁内の意見を集約しながら整理を行っているところ。	◎	・人材育成推進調整会議で議論を深め、外部有識者に専門的見地から意見を聴くなどして、人材育成基本方針の改定および研修計画の策定を進める。 <見直しに向けたスケジュール> ・10月下旬 基本方針骨子版作成 ・12月上旬 基本方針案作成 ・12月下旬 基本方針改定 ・3月下旬 研修計画策定	35
	新 ②係制移行や人事評価制度への対応		係制への移行や人事評価制度の導入を機に、マネジメントや人材育成がより効果的に行われるよう、組織運営を支援する取組を行う。	・管理監督層を対象とした階層別研修において、組織運営や人材育成、コーチング等の能力向上を図る研修を実施した。(計259名受講修了) ・管理職や係長を対象に、組織の長としての運営能力や管理能力向上を図る研修を4月に実施した。(計521名受講修了) ・人事評価制度の試行導入にあたり、制度説明会を実施するとともに、評価スキル向上を図るため評価者研修を実施した。	◎	・今年度の研修は予定どおり終了した。 ・来年度以降もより効果的なOJTの取組支援が行えるよう、①のとおり研修計画の見直しに取り組む。	
⑤女性や若手職員の活躍推進 (人事課)	新 ①女性職員の活躍推進	・課長補佐級以上の管理職に占める女性職員の割合(教員、警察官を除く) H30までに10%以上 ・係長に占める女性職員の割合(教員、警察官を除く) H30までに15%以上	「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づく各種取組の実施	・平成27年4月1日現在の状況は次のとおり 管理職に占める女性職員の割合:10.5% 係長に占める女性職員の割合:11.3% ・「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、下記の取組等を実施。 職域の拡大や女性職員キャリアアップ研修、女性職員リーダー交流研修等による育成 イクボス宣言や所属長等を対象とした意識改革研修等を通じ、女性も男性も活躍できる職場づくりを推進	◎	・引き続き、女性職員の活躍推進のための取組方針に基づき、取組を推進する。 ・なお、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が8月に成立したところであり、これに基づく特定事業主行動計画を今年度中に策定する予定。	36
	新 ②若手職員の登用		若手登用の段階的実施に取り組む。また、係制導入に伴う人事制度見直しの検討を行う。	本庁での係制導入に伴い、平成27年4月1日付け人事異動では知事部局で228係に係長を配置し、そのうち10係に若手係長を配置。	◎	平成28年4月1日付け人事異動に向けて、若手係長の段階的増加に向けて検討を行う。また、引き続き、地方公務員法改正を踏まえた人事制度見直しの検討を行う。	
⑥人事評価制度の構築 (人事課)	①自律型人材育成制度の推進	・改正地方公務員法の施行にあわせた円滑な人事評価の実施	自律型人材の育成に引き続いて取り組むとともに、職務遂行に当たって発揮した能力および挙げた業績を把握、評価し、その結果を改正地方公務員法の趣旨に沿って人事管理の基礎として活用するため、自律型人材育成制度については、人事評価制度へ改編する。	自律型人材育成制度については人事評価制度に改編し、平成27年4月13日付で人事評価制度を試行導入した。	◎	(計画達成済みにつき、今後の取組はなし。)	37
	新 ②人事評価制度の制度設計		平成28年4月の本格実施に向けて、全職員を対象に制度を試行し、参事級以上の職員を対象に処遇への反映を行うとともに、試行を通じて課題等を把握し、必要な見直しを図る。	・制度の円滑な試行を図るため、「人事評価制度の手引き」を作成したほか、制度に関する説明会や管理監督者向けの研修会を実施するとともに、「苦情相談」と「苦情処理」の仕組みを導入。 ・その他、評価に当たっての視点やレベルの統一等を目的に、新任評価者等への研修を実施。	◎	・今後、中間評価や参事級以上の職員への給与反映等、庁内の実施状況を把握し、その結果を踏まえて必要な見直しを行うとともに、必要な例規整備を行うなど、平成28年4月の本格実施に向けて準備を進める。	
⑦コンプライアンスの徹底 (人事課)	①コンプライアンス委員会の開催	・職員のコンプライアンス意識を徹底し、不祥事の再発防止に向けた取組の実施	不祥事の再発防止に向け、法令遵守意識の徹底を図るため、法令遵守に係る推進方策や不祥事の再発防止策の検討、情報共有を行う。	・滋賀県コンプライアンス委員会を開催し、法令遵守に係る平成26年度の取組実績を報告するとともに、平成27年度の推進方策を検討。併せて、その場で、県庁内における不当要求の現状について情報共有を行った。 ・また、コンプライアンス推進員連絡調整会議を開催し、不祥事の再発防止策の検討および情報共有を行った。	◎	・必要に応じて、コンプライアンス推進員連絡調整会議を開催し、不祥事の再発防止策の検討および情報共有を行う。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
	②全庁的な研修の取組		不祥事の再発防止に向け、法令遵守意識の徹底を図るため、所属長、係長（グループリーダー）などの管理監督職員への研修実施や各部局で実施する研修を支援する。	・不祥事の再発防止に係る所属長・コンプライアンス推進員等研修および係長等研修を実施。 ・人材育成指導員研修において、統一テーマ研修の進め方およびバウハラ指針を説明。 ・交通事故防止をテーマに、各職場での統一テーマ研修の実施について通知を發出。	◎	・今後開催される政策研修センター研修において、コンプライアンス・公務員倫理に係る研修を実施するとともに、良好な職場環境づくりのための職場研修を実施する。	38
	③職員への意識啓発		不祥事の再発防止に向け、法令遵守意識の徹底を図るため、総合事務支援端末ログオン・ログオフ時の表示画面を活用した意識啓発や四半期ごとに「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを行う。	・共通事務端末ログオン・ログオフ画面により、法令遵守意識の啓発を実施したほか、ハラスメント等職員相談窓口を周知。 ・全庁で「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを実施。	◎	・共通事務端末ログオン・ログオフ画面により、12月および来年3月の2回、職員の法令遵守意識の向上に資する啓発を実施する予定。 ・12月末および来年3月末に「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを実施する予定。	
⑧職員の心身の健康管理の推進 (人事課、総務事務・厚生課)	①年次有給休暇の取得促進	・年次有給休暇の職員1人あたりの年間平均取得日数 H25年 10.7日 → H30年 14日 ・定時退庁実施率 H25 83.4% → H30 95%	年次有給休暇の毎月最低1日の取得と年間を通じた期間での9連休の取得の呼びかけ、年2回の集中取得促進期間の設定、節目ごとにリフレッシュを図るための休暇取得の促進などの取組を通じて、1人当たり年間14日の取得を目指す。	1人当たりの平均取得日数：7.7日（平成27年1月～8月） (取組内容) ・年休の計画的取得通知の發出 ・年休取得促進期間の設定を通じた呼びかけ ・夏季集中休暇の実施	△	【達成困難な原因】5月の年休取得促進期間に呼びかけを行ったものの、年休取得日数が増加しなかった。 【平成27年度下半期の取組計画】10月の取得促進期間へ向けて、取得の呼びかけを行う。	
	②定時退庁日における定時退庁の徹底	・男性職員の育児休業取得率 H25 8.1% → H30 13% ・メタボリックシンドローム該当者割合 H26(速報値) 11.4% → H30 10.0%	庁内放送による呼びかけ、管理職による執務室の施錠、毎月の所属ごとの実施率の公表を通じて、定時退庁日における定時退庁の実施率95%を目指す。	平均実施率：85.9%（平成27年4月～8月） (取組内容) ・庁内放送および掲示板による呼びかけ ・管理職による執務室の施錠 ・毎月の所属ごとの実施率の公表	○	・庁内放送、全庁掲示板を活用して、引き続き定時退庁を呼びかける。 ・これまでの取組を徹底するとともに、働き方に関する職員アンケートの結果を踏まえた更なる取組を行う。	
拡	③男性職員の育児参加促進	・メンタル不調による新規長期療養者数 H26(12月末) 19人 → H30 15人	子が生まれた男性職員とその所属長に対する知事からのメッセージの発信およびイクボス面談（所属長による面談）の実施、「お父さんの子育てプラン」の策定・実践、男性職員が育児休業をした所属に対する知事表彰制度の創設などを通じて、男性職員の育児参加を促進する。 (数値目標) 子が生まれた男性職員の育児休業取得率：13%	男性職員の育児休業取得率：14.3%（平成27年4月～8月） (取組内容) ・各所属からの情報提供に基づき、子の出生予定の職員に知事メッセージ(書面)を送付 ・所属長に対して、子の出生予定の職員に「お父さんの子育てプラン」の作成を呼びかけるとともに、イクボス面談を実施し、出生前後の休暇や育児休業の取得等を奨励するよう通知	○	・男性職員の育児参加をより一層促進するため、育児参加関連の休暇制度をあらためて周知する。 ・知事表彰については、先行都道府県の状況や庁内の意見などを整理し、男性職員の育児参加に資する制度を創設する。	39
	④生活習慣病予防の推進		・特定健康診査・特定保健指導の実施 ・ウォーク&ウォークの実施 ・健康増進のための講座(ライフスタイル講座ぶら等)の開催 ・ジョギングリレーマラソン大会の開催(10月24日)	・メタボリックシンドローム該当者割合：10.9%(H27.8) ※11.4%(H26.8) ・特定健康診査の実施(6月～7月) ・メタボリックシンドローム該当者に対する特定保健指導(9月8日～) ・ウォーク&ウォーク(前期)の実施(5月1日～9月30日) ・ライフスタイル講座ぶら I の開催(6月23日：本庁、6月30日：湖東) ・福利厚生だより等による情報提供(各月)	◎	・各種事業の進捗を的確に管理のうえ、計画した事業を確実に実施する。 ・また、事業効果を検証のうえ、来年度の実施に向けて事業の見直しを行う。 ・特定保健指導等の効果測定を行うため、対象比較と経年変化を捕捉するためのデータベースを構築する。	
拡	⑤メンタルヘルス対策の推進		・全職員を対象としたストレスチェックの実施 ・管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施 ・産業保健スタッフによる心の相談、ストレス相談の実施	・新規長期療養者数：14人(H27.8) ※18人(H26.8) ・全職員を対象としたストレスチェックの実施(6月～7月) ・管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナー(前期)の開催(7/29、8/6) ・産業保健スタッフによる心の相談やストレス相談の実施 ・窓口相談時間を19時まで延長(1回/月、8月～)	◎	・ストレスチェックの結果を受け、医師面談等の事後フォローを行うとともに、平成28年度の法定実施に向け、詳細事項等の綿密な調整を行う。 ・管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナー(後期)の開催(11/25)、実践的な職場対応に資するための持ち寄り懇話会の開催(11月、2月) ・引き続き、メンタルヘルス不調の早期対応から職場復帰、復職後の支援に至るまでの一貫したサポートを行う。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画
⑨適正な定員管理・給与管理 (人事課)	①適正な定員管理	・事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することによる適正な定員管理(毎年度) ・級別の職員構成を一層厳格に管理するための昇格基準の見直し、適正な給与管理	毎年度検討し実施する。	平成27年度の知事部局職員定数は、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備業務対応や中央子ども家庭相談センターの機能強化などにより増員した一方、事務事業の見直しなどにより減員し、その結果、職員定数の増減はなかった。	◎	引き続き、業務とのバランスを考慮した適正な定員管理を行うこととし、平成28年度の職員定数の検討を行う。
	②適正な給与管理		級別の職員構成の適正化を図るため、級別標準職務表を見直すとともに昇格基準の見直しを行う。	国や他の都道府県の状況等を参考に、級別標準職務表の見直し案を検討。	◎	級別標準職務表を規定している条例の改正を行うとともに昇格基準を見直す。
(2) 業務マネジメント						
①ICTの活用による業務の効率化 (情報政策課)	拡 ①行政サービスの電子化の促進	・情報システム評価制度に基づく全システムの評価および結果の公表(H30までに達成) ・ASP、クラウドサービスの利用率※ 10% ※H27～30に実施されるシステム新規開発・再構築におけるASP、クラウドサービスの利用割合	平成28年度以降に予定している共通事務端末の更新にあたり、モバイル対応の必要性等を検討する。 庁内情報ネットワークへの無線LAN導入について、効果や課題等を把握する。 マイナンバー制度の導入に伴う、平成28年1月からの個人番号の利用開始に備えた、関連業務システム等の整備、改修を行う。	共通事務端末としても利用できるタブレット端末27台を整備し、利用希望18所属に貸出中。 情報政策課など一部執務室等に無線LANアクセスポイントを設置し、庁内NW～共通事務端末間の無線化。 マイナンバー対応に必要な統合宛名システムの構築と、各業務システムの改修を実施中。	◎	タブレット端末導入に係る調査研究について、試験利用した所属等に対してアンケート調査を実施し、タブレット導入に係る課題を洗い出すとともに、セキュリティ面および運用管理面の課題と改善策を検討する。 無線LANについては、危機管理センターの竣工に合わせて、同センター内に無線LANを整備するなど、庁内における無線LAN利用可能エリアの拡大を図る。 マイナンバー対応については、統合宛名システムおよび各対象システムの構築等を行うとともに、平成28年1月から庁内連携テストを実施する。
	②情報システムの改革		クラウドサービス等の積極的な活用と、共通情報基盤の利用促進を図る。	システムの新規開発または再構築において、パッケージソフトや民間クラウドサービス、庁内共通情報基盤の利用による調達業務の効率化とコストの抑制を推進。 ※図書館コンピュータシステム再構築	○	平成28年度当初予算による各所属の情報システム整備において、パッケージソフトウェアやクラウドサービスの積極的な利活用が図られるよう、各所属によるシステム企画・計画の策定段階(予算の検討～指置)から調達準備の段階(要件確定～仕様書作成)クラウドサービス等に関する情報の収集や比較検討に関する指導、助言を行っていく。
	新 ③システム評価に重点をおいたPDCAサイクルの再構築			システム導入効果の測定および評価を試行し、導入にあたっての課題等を検証する。	運用中のシステムを対象とした開発運用状況調査(6～7月)において、システムの導入効果を測定・評価するための情報を把握。	○
②民間活力活用の推進 (企画調整課、経営企画室、総務事務・厚生課)	①アウトソーシングの導入拡大の検討 (総務事務)	・総務事務の集中処理に係るアウトソーシングの導入の検討 H29中に方針を決定 ・指定管理者制度の見直し H27上半期に実施	総務事務について、他府県の導入例を参考に、本県の実情を踏まえた費用対効果などの導入のメリット、デメリットの整理をはじめ、対象所属、対象事務の検討を行う。 ・先進県の視察調査 ・アウトソーシングの対象となる事務、業務量の把握 ・総務事務各関係システムの所管課との協議 また、他の事務についても、アウトソーシングが可能な例を洗い出して、導入拡大に向けた検討を行う。	・総務事務のアウトソーシングについて、先進県(福井県)の視察調査、対象事務・業務量の検討、各関係システムの所管課との協議等を行った。 ・総務事務のアウトソーシングの導入に係る諸課題を整理のうえ、その解消を図るための具体的な方策について検討した。	○	・引き続き、総務事務のアウトソーシングを導入するために必要な業務の標準化を進めるとともに、対象とする業務の範囲や種類を整理のうえ検討を行う。 ・また、他の事務についても、他自治体における取組等を参考に、本県で導入可能な事例を洗い出して、導入拡大に向けた検討を行う。
	②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施		PPP/PFIに関する情報収集・研究の継続実施	PPP/PFIに関する情報収集・研究の継続実施	7月31日開催の「しがぎんPPP/PFIセミナー2015」(滋賀銀行主催、滋賀県も後援)に参加し情報収集を行った。	◎

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画
	③指定管理者制度の見直し		指定管理者への適切なインセンティブのあり方等について、上半期に制度見直しの検討を行い、年度後半から運用する。 施設の老朽化対策に関する役割分担について、制度の見直しを行う。	(1) 指定管理者制度のこれまでの取組と成果を検証する中で、今年度、以下の2点について見直した。 ①指定管理料の参考額の算出方法の変更(算定上用いる収支実績の対象期間と額の取扱い 従来:直近2カ年、対象期間中の最低額 → 見直し後:直近4カ年、対象期間中の平均額) ②指定管理者の行うべき修繕費等の基準の撤廃(100万円という一律の基準を撤廃し、施設の規模や実情等に応じて柔軟に設定できるよう見直し) (2) 老朽化対策について、上記(1)②の見直しを行ったほか、県による予防保全の実施について方針を決定し、計画を策定中 (3) 公募の拡大について、従来非公募であった2施設について平成27年度の募集から公募に変更	○	指定管理者による経営努力の促進、競争性の確保等に引き続き取り組む。
③作業等の省力化、仕事の進め方の改善、時間外勤務の縮減 (情報政策課、人事課、経営企画室)	①業務効率化に係る啓発 新 ②業務効率化に資する職員研修の実施 ③定型業務の処理手順の標準化 ④Web会議システムの運用 ⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施	・職員1人あたり時間外勤務時間数(知事部局) (災害対策業務等を除く) H25 15.3時間/月 → 毎年度 14時間未満/月 ・Web会議システム利用回数(H26導入) H30 年間128回以上	会議や照会に係るルールを設け、徹底を図る。また、キラリひらめき改善運動の取組を庁内で共有する。 政策研修センターにおいて、以下の通りブラッシュアップ研修(一定の年数の職員を対象とする必須の選択制研修)を実施することで、職員の業務効率化を図る。 ①「残業なしの仕事術～効率的な仕事の進め方～」(8月25日) ②「A4 1枚で、文書をまとめる技術」(10月6日) 「業務マニュアル一覧表」および「庶務事務の手引」の所要の見直しを行う	6月 「イクボス宣言」を受けた取組の一環として、「しごと効率化スズメ」を改めて周知するための通知を发出し、庁内での共有を図った。 9月 会議や照会に係るルールのあり方について検討を行った。 ①「残業なしの仕事術～効率的な仕事の進め方～」(8月25日実施済) ア 目的:大切な業務の時間を確保するための仕事の優先順位の付け方や、業務に潜む無駄の徹底的な省き方を習得するなど、効率的、効果的な仕事の進め方を身に付ける。 イ 講師:株式会社ビジネスプラスサポート 池田 稔子 氏 ウ 受講者数:39名 5月 「業務マニュアル一覧表」について、現時点のものに見直しを行った。 利用回数 14回 ・7月22日にWeb会議説明会を開催するとともに、本庁～地方事務所間で定例打合せを行う部署など、利用が見込まれる所属に対して、個別にシステムの概要や利用方法を説明。 定時退庁や朝礼・終礼の徹底、勤務時間の割り振り変更などのこれまでの取り組みに加え、所属長以上の職員を対象に行ったイクボス宣言を踏まえた取り組みを徹底するとともに新しい働き方改革の推進方策を検討。	○ ◎ ○ ◎	会議や照会に係るルールのあり方について方針を定め、庁内での徹底を図る。キラリひらめき改善運動の取組を「改善ハンドブック」(仮称)としてとりまとめ、庁内で共有を図る。 ②「A4 1枚で、文章をまとめる技術」(10月6日実施予定) ア 目的:一読で内容を誤解なく理解してもらえる文章作成の技術を身につける。文章の目的と読み手に配慮した書き方を学ぶことで、文章の生産性の向上と業務の効率化を図る。 イ 講師:株式会社BCL 代表取締役 別所 栄吾 氏 ウ 定員:40名 「庶務事務の手引」について、必要に応じて見直しを行う。その他業務のマニュアル化の推進の検討を行う。 ・合同庁舎では執務室がオープンスペースであることが多く、自席でのシステム利用が難しいとの意見があることから、受話器型のヘッドセットを導入することにより、自席でWeb会議を利用している最中は、通話中であることを強調できるようにする。 ・地方単独機関での利用が進むように庁内周知し、コミュニケーション手段としての定着を図る。 イクボス宣言を踏まえた取り組みを更に徹底するとともに、働き方に関する職員アンケートの結果を踏まえた更なる取組を行う。
④行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進 (防災危機管理局、情報政策課、経営企画室)	①各業務継続計画(震災編)の更新 ②同計画の職員への周知および訓練の実施	・各業務継続計画(震災編)の更新 →随時 ・各業務継続計画(震災編)の職員への周知 →全職員への周知 ・各業務継続計画(震災編)に基づく訓練の継続実施 →随時 ・びわ湖情報ハイウェイの障害による業務への重大影響の発生件数	滋賀県業務継続計画(震災編)および部局版業務継続計画(震災編)の更新を行う。 統一テーマ職場研修において、地震災害発生時の初動対応について各職員の理解を深め、業務の継続性の向上を図る。 また、滋賀県総合防災訓練において、各所属における非常時優先業務を的確に実施するために訓練を行い、能力向上に努める。	最新の防災基本計画や地震被害想定に基づき、滋賀県業務継続計画(震災編)の更新を平成27年4月に行った。 また、更新済みの滋賀県業務継続計画(震災編)に基づき、各部局において部局版業務継続計画の更新作業を行っている。 統一テーマ職場研修において、地震災害発生時の初動対応について実施している。 また、平成27年度滋賀県総合防災訓練(実施日9月6日)において、支援物資輸送や医療救護活動などの非常時優先業務にかかる訓練を実施した。	◎ ◎	・防災基本計画などの修正など国の動静を注視し、適時に各業務継続計画(震災編)の更新を行う。 ・統一テーマ職場研修を各所属において引き続き実施する。 ・平成28年度滋賀県総合防災訓練において、非常時優先業務にかかる訓練を実施するよう計画を進める。

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
	③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上 ・サブセンター設置 ・びわ湖情報ハイウェイ再構築（次期ネットワークの構築）	→0件 ・職員認証基盤、ファイルサーバ、県ホームページ等重要システムの障害による業務への重大影響の発生件数 →0件	平成26年度に設置したサブセンターについて、運用状況の監視等を日々行うとともに、運用保守事業者との連携による障害予兆の早期発見と障害発生時の速やかな対応を行う。	サブセンターを含むびわ湖情報ハイウェイ全体を日々監視し、運用状況を確認。	◎	引き続き、びわ湖情報ハイウェイの日々の運用監視を行うとともに、異常等があれば速やかに対応する。	48
	④リモート接続環境の整備	・ウイルス感染、外部からの攻撃・侵入、誤操作等に起因する情報セキュリティ事故または事件（情報漏えい、情報消失、情報改ざん、システム停止等）の発生件数 →0件	平成26年度に整備したシステムについて、運用を継続する。	人事異動等に伴うユーザ情報の設定変更、利用者からの問合せへの対応、セキュリティ修正プログラムの適用等を実施。	◎	引き続き、利用者からの問合せ対応、システム保守対応等、円滑な運用に努める。	
	⑤大容量ファイル転送システムの整備		平成26年度に整備したシステムについて、運用を継続する。	人事異動等に伴うユーザ情報の設定変更、利用者からの問合せへの対応、セキュリティ修正プログラムの適用等を実施。	◎	引き続き、利用者からの問合せ対応、システム保守対応等、円滑な運用に努める。	
	⑥各行政分野におけるリスク管理		各行政分野において、起こりうる危機事案を予め想定し、未然防止ならびに発生時の被害の最小化、迅速な対応を図る観点から、各種の取組を推進する。	これまでも各分野ごとにリスク管理の観点から必要な取組を進めてきているが、今年度上半期においては、個人情報の流出防止等のための不審なメールへの注意喚起などを実施。	◎	引き続き、リスクの未然防止、被害の最小化の観点から取組を進める。	
	⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進		事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属において、対応マニュアルの整備やチェック体制の強化等を図るとともに、万一、発生した場合は、原因や対応策について全庁的に情報共有を図り、再発防止に努める。	総務部より職員の綱紀肅正等について通達し不祥事の防止や法令順守について全庁に注意喚起している。また、各分野ごとに、車検切れ等の防止のため公用車の適切な管理を徹底する等の対応をしている。	◎	各分野ごとの取組を、全庁的に一覧できるように情報を整理する。	
⑤入札および契約に関する制度の適正化【公共工事】 (監理課)	①入札契約制度の改善や工夫等	・毎年度の見直し・改善による一層適切な入札契約制度等の構築	国および他府県の入札契約制度等改正の動向を分析し、本県への適用を検討する。	国土交通省および他府県の取組を検討したうえ、入札参加資格申請における主観的評価項目を追加・拡充し、社会保険等未加入対策のため入札参加資格等を見直した。	◎	・入札参加申請の市町との共同受付について、他府県の取組状況を調査するとともに、市町との検討会において共同受付導入にかかる課題を整理し、解決をはかる。 ・国土交通省において社会保険等未加入対策が拡充されているので、本県における拡充の必要性、拡充する場合の改正時期を検討する。	
	②総合評価方式の見直し等		・総合評価制度の適用範囲をさらに拡大するとともに、総合評価を施工能力の評価と技術提案の評価に二極化し、施工能力の評価は大幅に評価手続を簡素化し、技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視する。	・建設工事における総合評価方式において、総合評価の適用範囲を拡大したほか、配置予定技術者における「若手・女性」に対する評価項目を追加した。 ・建設コンサルタント業務等においても、本年度より総合評価方式を導入した。	◎	・平成28年度改正に向けて、本年度の総合評価方式の執行状況を分析するとともに、国土交通省や他府県の取組状況を調査する。	51
	③県内事業者の受注機会の確保等		・県内業者の優先発注、県産材の利用促進に努める。	・大規模工事や県内業者では施工が困難な特殊な工事等を除き、原則として県内業者に発注した。 ・総合評価方式の入札において、県内企業や県産材使用者を加点評価する評価項目を設定した。 ・県発注工事に関し、下請契約、工事材料の納入についても可能な限り県内業者から選定するよう受注者に対して要請した。	◎	・引き続き、県内業者の優先発注、県産材の利用促進に努める。	
⑤入札および契約に関する制度の適正化【物品、役務・委託】 (管理課)	①入札・契約事務の透明性、公平性、競争性の確保	・調達・契約における社会的要請等に配慮しつつ、入札・契約事務の適正運用を徹底し、定期的に契約状況調査結果（公共工事を含む）を公表 ・物品（文具・紙・事務機器、印刷・製本、車輛等）のグリーン購入率 H25実績 91.26%	一般競争入札、オープンカウンタの徹底、契約状況調査の実施	・財務会計研修（新任職員研修（4月）、実務研修（6月））において、一般競争入札が原則であること、オープンカウンタの利用等について周知・徹底を行った。 ・会計実地検査（8月～9月。単独出納機関対象）において契約方法、オープンカウンタの利用等についてチェックおよび指導を行っている。 ・契約状況実態調査については平成26年度の結果をホームページで公表した（8月）。	◎	・会計管理局皆覧板（全庁ライブラリ）によりオープンカウンタ利用等にかかる周知・徹底を行う。 ・引き続き、会計実地検査（10月）において契約方法、オープンカウンタの利用等についてチェックおよび指導を行う。 ・契約状況実態調査の第1・2・3四半期分のとりまとめを行う。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
		→ H30 96%		・印刷物でのグリーン購入徹底のため、4月に「印刷物発注必携」の改訂を行った。 ・物品・役務等の調達における地元県内事業者優先の取扱について、財務会計研修(新任職員研修(4月)、実務研修(6月))で周知を行っている。 ・社会政策推進に配慮した入札等実施要領に基づき、総合評価一般競争入札やプロポーザルによる調達を行う所属において、ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援、高齢者雇用確保、障害者雇用について落札者決定基準等で評価を付加している。 ・用品センターでのナイスハート物品の新規取扱い(障害者施設作成のアクリルたわし)を行った。	◎	・職員向けグリーン購入判断基準(簡易版)の作成を行う。 ・引き続き、落札者決定基準等への社会的政策推進に配慮した評価の付加を行う。 ・用品センターで取り扱うナイスハート物品の掘り起こしを行う。	53
⑥出資法人の経営改善、自立性拡大の推進 (経営企画室、関係所管課)	①出資法人ごとの取組の進捗管理	・経営評価の実施 H27から実施、公表 ・県以外の者からの収入の拡大 H30においてH25より拡大 ・所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 H26 27% → 毎年度 80%以上	実施計画に記載された平成27年度の取組について、進捗状況を把握し、進捗の見込みの立たないもの、現に進捗していないもの等について必要な関与を行う。	9月末現在での進捗状況と、達成困難な事項等、進捗の障害の有無などを把握しており、概ね計画どおり目標を達成する見込みで進捗している。	○	1月に改めて進捗を把握し、年度内の達成に向けて必要な関与を行うとともに、次年度の目標の確認、調整を行う。	55
	②経営評価の実施および公表		平成27年度から、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。	今年度から新たに「経営評価」を実施し、法人の取組の達成度や課題を明らかにして、経営改善につなげるとともに、評価結果を公表し、経営状況の「見える化」を図った。	◎	今後の実施に向けた改善点等の検討を行う。	
	③担当職員の研修受講促進		所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修等の受講率 80%以上	政策研修センターの実施する研修の受講を奨励した。	○	引き続き、独習を含め、積極的な学習を促す。	
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【流域下水道事業】 (下水道課)	①固定資産調査および評価	・H31当初の公営企業会計への移行	固定資産調査費用を9月補正予算にて計上し、固定資産調査業務委託を発注する。	固定資産調査費用にかかる県と市町の支出割合について、市町と協議して了解を得るとともに、9月補正に計上。	◎	固定資産調査業務委託を発注する。	73
	②公営企業会計への移行準備		27年度第4四半期から必要作業の洗い出しを行う。	進捗なし(第4四半期からの作業であるため)	○	前行程の基本方針の策定を進め、それをもとに27年度第4四半期に必要な作業の洗い出しを行う。	
	③システム構築		平成28年度取組計画		—	平成28年度 システム構築に向けた仕様検討に取り組み。	
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【公営競技事業】 (事業課)	①売上上の向上(電話投票)	・H27からH30の4年間で、310,000千円の一般会計繰出金を確保	電話投票売上向上策を実施する。	一般戦の一日当たり電話投票売上実績 平成27年度 38,944,731円/日 (平成27年9月20日現在 対前年 10.5%増) 平成26年度 35,243,569円/日(年間)	◎	引き続き、首都圏をはじめとする他地区のスポーツ紙においてびわこレポートの出走表を掲載するとともに、全国の電話投票会員に対し魅力的な電話投票キャンペーンを実施する。	74
	②効率的な開催運営(専用外向発売所の整備)		平成28年10月の外向発売所開設に向けて準備を行う。	・外向発売所の整備内容について検討した。 ・効率的な開催運営となるように外向発売所整備後の発売体制を検討した。	◎	・外向発売所の実施設計を完了する。 ・外向発売所整備後の発売体制の詳細を決定する。	
	③施設整備基金への積立		今年度の収益状況を考慮の上、基金積立を行う。	○売上状況 (1)びわこレポート開催分 8月末時点 総売上金 11,496百万円 (対前年同期比 79.5%) (2)他場開催分 8月末時点 総売上金 4,840百万円 (対前年同期比 93.9%)	○	10月29日よりGⅠびわこ大賞、12月9日よりGⅡ秩父宮妃記念競走の2つグレードレースの開催を予定しており、中期経営計画に示された方針に従い、一般戦における電話投票キャンペーンの実施、他地区のスポーツ紙への出稿により、電話投票売上の拡大を図る。	
	④安全で快適な施設管理		・新スタンドおよび競技用設備等の維持管理については、その必要性に応じて計画的、効率的に対応する。	・維持管理については、緊急度、老朽等に応じて優先順位をつけ計画的に実施した。	◎	・今後見込まれる主な修繕や更新に計画的に対応するため、今後5年間の長期的な修繕計画の見直しを行う。	
	⑤地方公営企業法の適用 (中期経営計画の策定)		年度内に基本方針を策定する。	10月5日開催の総務・企業常任委員会において、基本方針の中間報告(概要)を説明。	◎	引き続き課題整理を行い、基本方針を完成する。	

取組項目 (担当課(室))	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 【工業用水道事業・水道用供水供給事業】 (企業庁総務課)	①計画的な事業運営と進行管理	・アセットマネジメント計画の策定 H27 ・耐震対策事業の実施 H29 吉川浄水場新設(耐震)工事着工(H32完了)	アセットマネジメント計画(H28～H67)を策定し、当該計画に整合した次期経営計画(H28～H32)を策定する。	アセットマネジメント計画は案を作成し、受水市町および受水企業に提示した。 経営計画の進行管理では、上半期の進捗状況をとりまとめ中。 また、現経営計画の成果、評価、課題等を検証し、次期経営計画の取組方針を検討するための総括表を作成しているところである。	○	今年度上半期の進捗状況をとりまとめ、期中評価を実施するとともに、現経営計画の再評価を実施し、その成果や課題を踏まえて、次期経営計画の策定を進める。3月には期末評価を実施し、現経営計画の総括を行う。	76
	②適切な維持管理と効果的な施設整備の推進 (ア)適切な維持管理の推進 (イ)効率的・効果的な施設整備の推進	・水道用水管路耐震化率 H26 31.3% → H30 35.0%	(ア)システムを活用し、計画的な予防保全工事(長寿命化)を実施 (イ)アセットマネジメント計画策定	(ア)システムを日常的維持管理に活用すると共に、情報を正確に把握することで効率的な予防保全工事を実施している。 (イ)管路の使用年限、設備の長寿命化を考慮したアセットマネジメント計画の案を受水市町、企業に説明し、策定を進めている。	○	(ア)システムデータの保守を行い、活用することで、適切な維持管理を継続して実施する。 (イ)受水市町、企業からの意見に対し説明し、全体的な調整を行うことで、年度内の策定を進める。	
	③経営基盤の強化	経費削減、合理化等の取組を実施。受水市町との料金改定協議。	・加圧ポンプ場で、一般社団法人 低炭素社会創出促進協会の補助金を受けインラインポンプ化工事を実施。エネルギーの有効活用により動力費の削減を図る。 ・受水市町と平成28年度料金改定に向けて協議、調整を進めている。	・資金や工事の進捗状況を勘案しながら、留保資金を有効に活用するため、企業債新規借入額を抑制する方針である。企業債充当率を見直すことで、次年度以降の支払利息を減少させる。 ・経営効率化等に向けて更に取り組みのため、企業庁経営戦略会議で取り組みの方向性や取組方法について検討する。 ・受水市町や受水企業との意見交換等を実施する。	○	・資金や工事の進捗状況を勘案しながら、留保資金を有効に活用するため、企業債新規借入額を抑制する方針である。企業債充当率を見直すことで、次年度以降の支払利息を減少させる。 ・経営効率化等に向けて更に取り組みのため、企業庁経営戦略会議で取り組みの方向性や取組方法について検討する。 ・受水市町や受水企業との意見交換等を実施する。	
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 【病院事業】 (病院事業庁経営管理課)	①第3次中期計画に基づく取組の推進 (ア)高度医療・全県型医療等を推進するための病院機能の強化 (イ)安定的な経営基盤の構築に向けた収支の改善	・第3次県立病院中期計画目標の達成 ・第4次県立病院中期計画の策定(H28)および計画目標の達成	見直し後の第3次中期計画に基づく取組の推進	・バランススコアカード(BSC)の手法を用いて、中期計画に掲げた目標の達成に取り組んだ。 ・第三次県立病院中期計画に基づくH26年度の取り組み実績について、自己評価を行ったうえで、H27.8月に経営協議会で外部評価を受けた。	○	・バランススコアカード(BSC)の手法を用いて、引き続き中期計画に掲げた目標の達成に取り組む。 ・平成27年度上半期の取組状況について、11月頃に開催予定の経営協議会において外部委員に報告する予定。	78
	②県立病院のあり方検討および第4次中期計画の策定・取組の推進	県立病院のあり方検討	・医療機能の検討、経営形態の検討に関する論点整理を行った。	・引き続き、医療機能の検討、経営形態の検討に関する論点整理を行う。	○	・引き続き、医療機能の検討、経営形態の検討に関する論点整理を行う。	
(3) 公共施設等マネジメント							
①建築物におけるファシリティマネジメントの推進 (経営企画室)	①施設総量の適正化	・施設評価の実施による施設総量の適正化	施設評価の結果を整理し、公表する。	施設評価結果を整理し、公表した。	◎	施設評価の結果に基づき、着実に施設の廃止や縮小等の見直しを進める。	80
	②施設の長寿命化	・長寿命化対象施設における「長期保全計画」策定率 H26 0% → H29 100% ・「更新計画」の策定 H27	①長期保全計画の調整、策定支援 ②施設点検マニュアルによる点検の実施	①第1次、第2次施設(22施設分)は長期保全計画(案)の調整、策定支援完了。 ②点検マニュアルによる点検結果を分析中。	○	①第3次施設は、10月から点検調査を開始し、3月までに28施設を実施予定。 ②点検マニュアルによる点検結果のとりまとめ、意見に対するフォローアップを実施予定。	
	③施設の計画的な更新	更新計画(名称:更新・改修方針)の策定	各部局からの要望をとりまとめ、実施時期等の調整中。3月に「更新・改修方針」として公表予定。	◎	公表に向けて、関係機関との調整、予算配分のあり方等について検討。		
②インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進 (下水道課、森林保全課、耕地課、農村振興)	①道路施設 ・橋梁の長寿命化(15m以上) ・橋梁の長寿命化(2～15m)	・個別施設設計書の策定 H25 9計画 → H30 34計画	2～15mの橋梁のうち、桁形式の橋梁について長寿命化修繕計画を策定する。	業務委託を発注した。	○	学識経験者の意見聴取を行い、年度末に長寿命化修繕計画を策定する。	82

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成 見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
課、道路課、砂防課、都市計画課、住宅課、流域政策局、企業庁総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装の維持管理 ・トンネル等の主要構造物の維持管理 						
	②砂防関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の策定等 	<p>長寿命化計画の策定に先立ち、当該施設を管理する土木事務所(砂防関係施設の管理者)が、計画を策定・運用するための基本的な考え方や手順等を示す「長寿命化計画策定マニュアル(案)」を作成する。</p>	<p>マニュアル(案)を検討、作成するため、業務委託を発注する。上半期中に契約予定。</p>	◎	<p>マニュアル(案)の作成を進め、年度内に策定できるよう努める。</p>	
	③公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画に基づく対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画に関しては、奥びわすホーツの森の長寿命化計画を行う。 ・施設の修繕や改築については、湖岸緑地長浜南浜地区で四阿2基、湖岸緑地薩摩宇曾川地区ハコライ基の改築を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥びわすホーツの森の長寿命化計画委託業務については10月末契約予定。 ・湖岸緑地長浜南浜地区で四阿2基、湖岸緑地薩摩宇曾川地区ハコライ基の改築については9月末契約予定。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・契約した工事や委託業務については、年度内に完了するよう進捗管理を行う。 	
	④県営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の計画的な建替、維持管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づく事業の推進 ・県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画の見直し 	<p>県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大森団地第1期建替事業 H27.8 工事請負契約締結 ・殿町団地EV設置事業 H27.7 工事請負契約締結 ・沖野原・小平井団地電気設備改修事業 H27.8 実施設計完了 <p>県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27.6計画策定業務委託契約締結 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施団地の入居者および地元関係者等との調整を積極的に行い、各事業の適切な進行管理を行う。 	
	⑤河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の策定等 	<p>河川管理施設の現状調査を行い、長寿命化計画策定にあたっての基本方針を策定する。</p>	<p>基本方針を策定するため、委託業務の発注準備を進めた。プロポーザル方式により契約相手の特定を行い、9月下旬に契約する予定</p>	◎	<p>施設の現状調査・把握を鋭意進めるとともに、年度内に長寿命化計画基本方針を取りまとめる。</p>	
	⑥港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画の策定等 	<p>港湾施設の状況調査および長寿命化計画を作成する。</p>	<p>委託業務の発注準備を進めている。</p>	◎	<p>今年度対象分の維持管理計画を策定するため、委託業務を発注する。</p>	
	⑦ダム施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・余呉湖ダム、青土ダム長寿命化計画策定、滋賀県治水ダム長寿命化計画策定。 ・日野川ダム、宇曾川ダムの改修・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画策定業務委託を7月に契約し、業務を実施している。 ・日野川ダム、宇曾川ダムの設備改修を実施し、また工事詳細設計の発注準備を行っている。 	◎	<p>委託業務の進捗監理を適切に行い、年度内完了を達成する。</p>	
	⑧農業水利施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の長寿命化 ・農業用ダムおよびため池、農道橋の補修・補強等 	<p>農業水利施設：中長期計画に基づき着実に保全更新対策を実施するとともに、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に位置付ける。農業用ダムおよび農道橋：点検調査の実施および調査結果等に基づく適時適切な対策を実施する。</p> <p>ため池：ため池一斉点検の結果について市町へ周知。改修の必要なため池についての計画策定、詳細調査設計の実施、ソフト対策としてため池の耐震調査とハザードマップの作成を支援する。</p> <p>地すべり：地すべり防止区域におい</p>	<p>農業水利施設：4月から中長期計画に基づく保全更新対策を実施した。また「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に位置づけ、策定に向け庁内連携して取り組んでいる。農業用ダムおよび農道橋：市町等の施設管理者と早期の対策実施に向けた協議を実施した。ため池：8月にため池一斉点検の結果について市町へ説明を行った。地すべり：傾斜計26カ所、水位計6カ所について地すべりの変状を把握するため観測を実施中。</p>	○	<p>農業水利施設：中長期計画に基づく保全更新対策19地区、庁内連携して「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」を策定</p> <p>農業用ダム：農業用ダム補強に係る詳細設計 1箇所</p> <p>農道橋：施設管理者と早期の対策実施に向けた協議調整を実施</p> <p>ため池：改修が必要なため池の計画策定 1箇所、詳細設計 3箇所、耐震調査・ハザードマップ作成支援 数市町</p> <p>地すべり：傾斜計26カ所、水位計6カ所について地すべりの変状を把握するため観測の継続。地すべりの兆候がある区域の詳細調査設計 2箇所</p>	

取組項目 (担当課(室))	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画
	・地すべり防止対策		て、観測を行い、対策工事が必要と判断される箇所において、適切な地すべり防止対策工事を実施する。			所、対策工事 2箇所
	⑨流域下水道施設		点検・調査等により得た維持管理ノウハウや施設の総量及び類型等に関する情報の再構築計画への反映のため、ガイドラインの改訂を行う。	点検や調査により得られた情報により、一部施設の目標耐用年数を見直した。また、それを反映させた、施設改築更新の具体計画である短期再構築計画(長寿命化計画)を策定した。	○	国手引きの変更点をまとめ、ガイドラインの改訂方針を整理する。
	⑩治山施設		「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成するとともに、事務所を通じて市町に対して行動計画の策定指導を行う。	「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成した。	◎	左記の行動計画を参考に事務所が中心となって市町に対して策定指導を行う。
	・長寿命化計画の策定等					
	⑪林道施設		「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成するとともに、事務所を通じて市町・森林組合等に対して行動計画の策定指導を行う。	「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成した。	◎	左記の行動計画を参考に事務所が中心となって市町・森林組合等に対して策定指導を行う。
	・長寿命化計画の策定等					
	⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設		更新需要および財政収支見通しの検討を行い、アセットマネジメント計画を策定する。	管路の使用年限、設備の長寿命化を考慮したアセットマネジメント計画の案を受水市町、企業に説明し、策定を進めている。	○	受水市町、企業からの意見に対し説明し、全体的な調整を行うことで、年度内の策定を進める。
	・アセットマネジメント計画の策定等					
③「公共施設等総合管理計画」の策定および推進 (経営企画室)	新 ①公共施設等総合管理計画の策定	・公共施設等総合管理計画の策定 H27 ・個別施設計画の策定 H25 9計画 → H30 34計画	公共施設等総合管理計画(名称:公共施設等マネジメント基本方針)の策定	7月に骨子案を作成し、10月には原案を作成。	◎	原案作成後、県政モニターとの意見交換や県民政策コメント等を経て、3月に作成予定。
	拡 ②個別施設計画の策定		施設分野ごとの個別施設計画の策定・検討等	国から示される個別施設計画策定のためのマニュアルや手引き等の情報収集を行った。それらの情報を公共施設等マネジメント推進会議等で共有した。	○	引き続き、情報収集・検討等を行う。<平成27年度策定予定の計画> ・橋梁(15m未満:桁形式) ・治水ダム:余呉湖長寿命化計画、青土ダム長寿命化計画 ・治山施設長寿命化計画 ・林道施設長寿命化計画 ・農業水利施設長寿命化計画 ・地すべり防止施設長寿命化計画 ・上水道施設:アセットマネジメント計画
(4) 財務マネジメント						
①県税収入の安定確保等 (財政課、税政課、商工政策課)	拡 ①県税収入の増収に向けた滋賀発の産業・雇用の創造	・成長産業、地域の魅力創造産業、地域密着産業の振興による地域経済の活性化、雇用の維持・拡大 ・県税収入未済額(徴収猶予額を除く) H23末 40.1億円 → H28まで毎年度1.2億円以上の縮減 H29からの新たな数値目標の設定	「滋賀県産業振興ビジョン」に基づく施策の推進	5つの切り口からのイノベーションの創出を図るため、県内中小企業の取組を支援(10件)するとともに、ビジネスプランの募集やインキュベーション施設の入居者等への販路開拓支援(15件)等により創業や新事業の促進を図るなど、国の地方創生先行型交付金等も有効に活用しながら、取組を進めている。 また、「Made in SHIGA」企業立地助成金等を活用し、戦略的な企業誘致活動に取り組み、当該助成金を活用した案件として、設備投資額30億円以上のマザー工場の増設1件の立地につながった。	◎	引き続き、中核的支援機関である滋賀県産業支援プラザをはじめ、国や市町、関係団体等と連携し、県内企業の事業段階に応じたきめ細かな支援に努めることなどにより、本県経済の活性化と雇用の維持・拡大を図る。
	②県税の収入未済額の縮減	・税外未収金対策 「税外未収金の共同管理」による未収金回収の推進	県税滞納額について前年度滞納額から1.2億円以上の縮減 市町とのさらなる連携強化、滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施	直接徴収や短期派遣など、市町と連携した取組を実施 平成27年8月から湖東地域において徴収業務の共同実施を開始 滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施	○	直接徴収や短期派遣、徴収業務の共同実施など、市町と連携した取組を実施 滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
	③税外未収金対策の推進		通年で税外未収金の共同管理として法的措置を前提とした回収や分納管理を実施し、上半期には新任未収金担当者向けの研修等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 税外未収金の共同管理の実施(H27.8.31現在) 対象事案・金額 346件 99,696,705円 収納金額 41,678,790円(うち今年度回収金額 5,481,911円) H27.4.21 新任者研修会(講義、ロールプレイング等) H27.7.17 税外未収金対策推進会議(税外未収金の決算状況、税外未収金対策の説明等) 	◎	下半期も引き続き関係部局と連携し、税外未収金の共同管理として法的措置を前提とした回収や分納管理を実施する。	
②歳入確保対策の積極的な推進 (企画調整課、経営企画室、財政課)	①未利用県有地の処分の推進	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツ新規契約数 毎年度 1件以上 マザーレイク滋賀応援寄附者数 H26(見込) 85人/年 → H30 110人/年 	年2回を目途として未利用県有地を売却するための一般競争入札を実施する。	9月に6件の未利用県有地を売却するための一般競争入札を行う予定をしている。住宅敷地として貸し付けている県有地について、借受人に売却するための手続きを進めている。	◎	今年度2回目の一般競争入札を行うため、売却物件の選定等の準備を進める。住宅敷地として貸し付けている県有地について、年度内に借受人と譲渡契約を締結する。	
	②自動販売機設置に係る公募制		継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 現在、指定管理者施設等を除く、県施設については全て公募により設置業者を選定している。 平成27年度末の設置期限に合わせて行う(既設置分の全てが対象)、飲料用自動販売機の設置業者の選定については、下半期に実施を予定している。 なお、公募により設置されている飲料用自動販売機213台にかかる今年度の納付金額は約7,630万円となっている。 	○	平成28年度から30年度末までの期間に飲料用自動販売機を設置する事業者を選定するための公募を、原則としてすべての県施設で行う。	
	③広告事業の展開		対象媒体の拡大の検討	対象媒体の拡大に向けて、4月から滋賀県共通事務端末広告掲載事業において、複数の月数の申込みをした場合に割引制度を導入したほか、6月に滋賀県の美味しい「食」のポータルサイト「滋賀の美味しいコレクション」のトップページにバナー広告枠を設け、募集を開始した。	○	引き続き、予算編成通知等を通して、歳入確保の積極的な取組について各部局へ徹底する。	93
	④ネーミングライツ売却の推進		①「提案型募集制度」の新設 ②営業活動の実施により、新規契約を目指す	①4月以降、17施設の随時募集を継続を行う。 ②契約締結に向けて一層の取組強化を図るため、募集対象施設の拡大やパートナー特典の強化、企業から導入希望施設やネーミングライツ料等の提案を幅広く募る「提案型募集制度」について検討した。	◎	9月①社会体育施設7施設の追加募集、従来募集施設の一部条件見直し ②「提案型募集制度」の創設・受付開始以降、上記の制度拡充と併せて、さらなる企業への働きかけ、セールス方法の改善に取り組み、契約締結を目指す。	
	⑤マザーレイク滋賀応援寄附の促進	拡 (寄附環境の整備) (積極的なPR活動) (寄附者に対する送付品の検討)	積極的なPR活動を通じ新規寄附者を獲得するとともに、継続した寄附者を増やす。また、寄附者への返礼品について県内産業の振興・県の魅力発信など幅広い観点から検討を進める。	寄附金贈呈式の様子を資料提供するとともに、県ブログ(びわこブログ)・県政eしんぶんへ掲載することで広報を実施。 ○寄附申込状況(8月末時点) ・H27年度 件数:47 金額:11,304,608円 ・H26年度 件数:28 金額:8,750,009円	○	寄附金充当事業や包括連携協定先と連携した広報活動を実施するとともに、返礼品の検討を進める。	
③受益者負担の適正化 (財政課)	適正な料金設定	適切な料金設定の維持	社会経済情勢等の変化を踏まえ、料金を見直す。	<ul style="list-style-type: none"> 6月定例会議において建築基準法の一部改正にあわせ、新たに手数料を設定した。 なお、使用料・手数料の定期的な見直しについては、平成26年4月に社会経済情勢の変化や消費税率の改正を踏まえ見直したところであり、今年度中の見直しは予定していない。 	◎	新たな役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、随時条例の改正を行う。	95
④地方税財源の充実強化に向けた国への要請 (財政課、税政課、経営企画室)	地方税財源の充実強化に向けた国への要請	地方税財源の充実強化に向けた提案・要請事項の実現	あらゆる機会をとらえ、国への要請を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 6月に「平成28年度に向けた政策提案」として、地方交付税の総額確保や、公共施設等の長寿命化対策等に係る地方財政措置の充実および地方税制度の見直しについて国に要請を行った。 7月に全国知事会において「地方税財源の確保・充実等に関する提言」がとりまとめられた。 9月に全国知事会を通して、地方交付税の総額確保等に向け、国に対し働きかけを行うほか、近畿府県と連携し、地方交付税の総額確保や機能充実などについて、意見の申出を行うべく調整を図っている。 	◎	11月(予定)に行うこととしている「施策・予算に関する提案・要望」をはじめとして、あらゆる機会を捉えて、国に要請を行う。	96

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画	頁
⑤スクラップ・アンド・ビルドの徹底 (財政課)	①前年度予算額を基礎とした予算要求枠の設定	・財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持	予算編成過程において実施する。	平成28年度当初予算編成に向けて、その編成方針および各部署に配分する予算要求枠について検討を進めている。	○	10月中下旬を目処に、平成28年度当初予算編成方針および予算要求枠を決定した後、各部署において、配分された予算要求枠を踏まえながら、様々な行政課題へ対応できるよう予算見積の作業を進める。	97
	②重要課題への財源の重点的配分		予算編成過程において実施する。	基本構想の実現に向け、平成28年度に向けた施策構築の考え方や視点などを踏まえ、政策課題協議を実施することとしている。	○	政策課題協議における議論などを踏まえ、重点的に取組を進めていく施策を決定した後、「重点化特別枠」を配分する。	
	③予算編成過程を通じた事業の精査		予算編成過程において実施する。	平成28年度当初予算編成方針の検討を進めている。	○	10月中下旬を目途に通知予定の平成28年度当初予算編成方針に基づき提出された見積要求に対して、事業内容・金額の精査を行い、1月末を目途に予算案としてとりまとめる。	
⑥「選択と集中」による投資的経費の重点化 (財政課)	投資的経費の重点化	・臨時財政対策債を除く県債残高 H26末見込 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減	予算編成等を通して実施	平成28年度当初予算編成方針の検討を進めている。 社会体育施設について、規模および機能、またそれに係る費用を検討。 公共施設等の老朽化対策についての滋賀県公共施設等マネジメント基本方針策定に向けて検討。	○	平成28年度当初予算編成を通して「選択と集中」による投資的経費の重点化に取り組む。	99
⑦人件費の抑制 (人事課)	①適正な定員管理	・ラスバイレス指数 H26 100.7 → H30 100.0以内	毎年度検討し実施する。	平成27年度の知事部局職員定数は、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備業務対応や中央子ども家庭相談センターの機能強化などにより増員しました一方、事業の見直しなどにより減員し、その結果、職員定数の増減はなかった。また、平成27年4月1日付の昇任者については234人(昨年度比△43人)となり、ポストの縮減を行った。	◎	引き続き、業務とのバランスを考慮した適正な定員管理と適正な昇任管理を行うこととし、平成28年度の職員定数や人事異動の検討を行う。	100
	②適正な給与管理		係制への移行に併せて行われる昇任管理の適正化、職制の見直しを踏まえ、昇給・昇格基準の見直しを行う。	昇給・昇格基準の見直し案を検討している。	◎	平成28年度からの運用に向けて新しい昇給・昇格基準を定める。	
⑧効率的な予算執行の徹底 (財政課、管理課)	拡 ①電力の調達コストの抑制	・財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持	電力調達における入札導入に係る調査・検討・調整、段階的な実施	・全県有施設の電力設備および使用量等の調査を5月から7月にかけて実施した。 ・電力調達に係る各施設のグルーピング等の入札仕様の検討を8月から行っている。	◎	・グルーピング等の入札仕様、入札参加資格等の検討・作成を行う。 ・新電力会社へのヒアリングを実施する。 ・必要な関係規程等の改正を行う。 ・各所属での事務処理フローを作成する。	101
	拡 ②資金調達コストの抑制		資金調達コストの抑制に係る検討・調整	・資金調達に係る職員的能力向上 研修受講:4月地方公共団体金融機構研修参加、6月同機構による出前講座の活用 ・現行調達方法の分析、対応策の検討 4月～9月 先進事例等の情報収集・比較分析 等	○	引き続き情報収集を行うとともに、関係金融機関との意見交換を行いながら、その方策について検討を進める。	
	③その他の取組		継続実施	全庁あげて、徹底した経費節減等に取り組んでおり、例えば、昼の休憩時間の室内照明の消灯など全庁で取り組んでいる。また、公共事業等の執行について、目標(上期75%以上)を定め、取り組んでいる。	○	継続して取り組む。	
⑨財政運営上の数値目標の設定 (財政課)	①財源調整的な基金の残高確保	・財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 H26末見込 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減	予算編成過程および予算執行過程で実施する	年度当初に各部署に示した「平成27年度予算執行要領」に基づき、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう効果的・効率的な予算執行の徹底を図るとともに、国庫補助金等の財源確保にも努めている。 また、目標達成に向け、財政健全化の取組を一層推進すべく、平成28年度当初予算編成方針の検討を行っている。 ※平成26年度末残高 313億円	○	目標達成に向け、財政健全化に向けた取組を一層推進することができるよう10月中下旬を目処に平成28年度当初予算編成方針を決定する。編成方針に基づき提出された見積要求に対しては、事業内容および金額の精査を行うことにより、財源不足額の抑制を図り、1月末を目途に予算案としてまとめる。 また、最終補正予算において、基金残高の確保を図ることができるよう、引き続き全庁を通して効率的な予算執行および財源確保に努めていく。	102

取組項目 (担当課(室))	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度これまでの進捗状況	達成見込	平成27年度下半期の取組計画
	②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減		予算編成過程および予算執行過程において実施する。	年度当初に各部署に示した「平成27年度予算執行要領」に基づき、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう効果的・効率的な予算執行の徹底を図るとともに、国庫補助金等の財源確保に努めている。 また、目標達成に向け、財政健全化の取組を一層推進すべく、平成28年度当初予算編成方針の検討を行っている。 ※平成26年度末残高 6,385億円	○	目標達成に向け、財政健全化に向けた取組を一層推進することができるよう10月中下旬を目処に平成28年度当初予算編成方針を決定する。編成方針に基づき提出された見積要求に対しては、事業内容および金額の精査を行い、県債の新規発行をできる限り抑制した上で、1月末を目途に予算案としてまとめる。 併せて、引き続き全庁を通して、執行段階における事業内容の精査などにより、県債の新規発行の抑制に努める。
進行管理 (経営企画室)	①取組の進捗状況の把握	・実施計画に掲げる取組項目ごとの目標の達成状況 H30末 100%	取組の初年度である平成27年度の上 半年および通年の進捗を把握する。	上半期の進捗についての取りまとめを実施。	◎	・今年度の実績をとりまとめる。
	②行政経営改革委員会における評価・検討		・行政経営改革委員会に、上半期および通年の進捗を報告する。 ・同委員会に部会を設置し、設定したテーマについて検討する。	行政経営改革委員会に、公共施設等マネジメント部会を設置し、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」原案の作成にあたって必要な助言等を得た。	◎	・10月20日開催予定の行政経営改革委員会で、行政経営方針実施計画の上半期の進捗状況について報告するとともに、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」原案について報告する。
	③県民への情報提供および対話の充実		ホームページや広報誌等の様々な媒体を通じて、取組の進捗状況や行政経営全般について分かりやすく情報発信する。	広報誌「滋賀プラスワン」5・6月号で、基本構想の制定についての記事とあわせて、新たに策定した「滋賀県行政経営方針～対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現～」について掲載しPRした。また、県ホームページに滋賀県行政経営方針を掲載し情報発信した。	◎	・上半期の取組状況について、県ホームページに掲載予定。

今年度末達成見込み	達成可能 ◎	95
	概ね(80%以上)達成できる	58
	達成がやや困難 △	3
	達成は困難 ×	0
	その他(H28以降の取組等) ー	1
	具体的な取組内容総数	157